

新経済・財政再生計画 改革工程表2018 (評価案)

令和元年（2019年）12月
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

2. 社会保障

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、基盤強化期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進 【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討 ⇒「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」を開催し、以下の結論を得た。 ○3年に1度の国民生活基礎調査（大規模調査）において算出している「日常生活に制限のない期間の平均」を引き続き「健康寿命」として取り扱う。 ○加えて、要介護度を活用し、毎年、国民生活基礎調査よりも細分化された地域毎に算出可能な「日常生活動作が自立している期間の平均」を補完的指標として活用する。 ○補完的指標によっても解決が難しい課題として、健康寿命の要因分析のさらなる進展や、施策の効果・進捗を評価するための適切な指標（KPI）の設定があり、これらについての研究を推進することが必要。 ○2016年を起点として、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とする。 【指標②】 高齢者の就業・社会参加率 ⇒・60～64歳 68.8% ・65～69歳 46.6% ・70～74歳 30.2% ・75歳以上 9.8% （いずれも2018年度）</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人（39,344人）（2017年（2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度（2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度（2014年度））</p> <p>○「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【減少】 ⇒65-69歳：1.6% 70-74歳：3.0% 75-79歳：7.0% 80-84歳：16.9% 85-89歳：31.8% 90歳以上：49.4%（2018年度）</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p> <p>○仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合【2025年度までに40%】 ⇒37.1%（27.9%）（2019年（2016年））</p>	<p>○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】 ⇒自治体：1,180(1,003)（2018年(2017年)） 広域連合：32(31)（2018年（2017年））</p> <p>○特定健診の実施率【2023年度までに70%以上】⇒53.1%（51.4%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○特定保健指導の実施率【2023年度までに45%以上】⇒19.5%（18.8%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】⇒3,718社（3,275社）（2018年度（2017年度）） ○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】 ⇒4,682団体（4,175団体）（2018年度（2017年度））</p> <p>○認知症カフェ等を設置した市町村【2020年度末までに100%】 ⇒81.1%（1,412市町村）（72.7%（1,265市町村））（2018年度末（2017年度末））</p> <p>○認知症サポーターの数【2020年度末までに1,200万人】 ⇒1,192万人（1,144万人）（2019年9月末（2018年度末）） ○認知症サポート医の数【2020年度末までに1万人】⇒9,878人（8,157人）（2018年度末（2017年度末））</p> <p>○介護予防に資する通いの場への参加率【2020年度末までに6%】⇒4.9%（4.2%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】 ⇒胃がん（男）46.4%（45.8%）、胃がん（女）35.6%（33.8%）、肺がん（男）51.5%（47.5%）、肺がん（女）41.7%（37.4%）、大腸がん（男）44.5%（41.4%）、大腸がん（女）38.5%（34.5%）、子宮頸がん42.4%（42.1%）、乳がん44.9%（43.4%）（2015年（2012年）） ○精密検査受診率【2022年度までに90%以上】⇒胃がん81.7%（80.9%）、肺がん83.5%（80.3%）、大腸がん70.1%（68.3%）、子宮頸がん74.4%（72.5%）、乳がん92.9%（91.6%）（2015年（2014年））</p> <p>○がん診療連携拠点病院において、「治療と仕事両立プラン」等を活用して支援した就労に関する相談件数【2021年度までに年間20,000件】 ⇒21,967件（2,251件）（2017年（2016年6月～7月の間））</p>	<p>1.糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進</p> <p>2. 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>3 i. がん対策の推進（がんの早期発見と早期治療）</p> <p>3 ii. がん対策の推進（がんの治療と就労の両立）</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年の動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○適正体重を維持している者の増加（肥満（BMI25以上）、やせ（BMI18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】 ⇒20～60歳代男性の肥満者の割合32.8%（32.4%）、40～60歳代女性の肥満者の割合22.2%（21.6%）、20歳代女性のやせの者の割合21.7%（20.7%） （いずれも2017年度（いずれも2016年度））</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p> <p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人（39,344人）（2017年（2016年））</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度（2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度（2014年度））</p> <p>○低栄養傾向（BMI20以下）の65歳以上の者の割合の増加の抑制 【2022年度に22%以下】 ⇒16.4%（17.9%）（2017年度（2016年度））</p>	<p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画企業数【2022年度までに3,000社以上】 ⇒3,718社（3,275社）（2018年度（2017年度））</p> <p>○スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）参画団体数【2022年度までに7,000団体以上】 ⇒4,682団体（4,175団体）（2018年度（2017年度））</p> <p>○特定健診の実施率 【2023年度までに70%以上】⇒53.1%（51.4%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○特定保健指導の実施率 【2023年度までに45%以上】⇒19.5%（18.8%）（2017年度（2016年度））</p> <p>○対策型検診で行われている全てのがん種における検診受診率【2022年度までに50%以上】 ⇒胃がん（男）46.4%（45.8%）、胃がん（女）35.6%（33.8%）、肺がん（男）51.5%（47.5%）、肺がん（女）41.7%（37.4%）、大腸がん（男）44.5%（41.4%）、大腸がん（女）38.5%（34.5%）、子宮頸がん42.4%（42.1%）、乳がん44.9%（43.4%）（2015年（2012年））</p> <p>○1日あたりの歩数 【2022年度までに ・20～64歳男性9,000歩、女性8,500歩 ・65歳以上男性7,000歩、女性6,000歩】 ⇒・20～64歳男性7,636歩（7,769歩）、女性6,657歩（6,770歩） ・65歳以上男性5,597歩（5,744歩）、女性4,726歩（4,856歩） （いずれも2017年度（いずれも2016年度））</p> <p>○予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体、被用者保険者等の数 【2020年度までに800市町村、600保険者】 ⇒市町村：823（563）（2018年（2017年））被用者257(165)（2018年（2017年））</p> <p>○フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】 ⇒本年度、食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業において、普及啓発ツールの作成を進めているところ。</p>	<p>4. 無関心層や健診の機会が少ない層への啓発</p> <p>5. 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備</p> <p>7. フレイル対策に資する食事摂取基準の活用</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命(※)の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○望まない受動喫煙のない社会の実現(2022年度) ⇒※受動喫煙の機会を有する者の割合 (a) 行政機関 8.1% (8.0%) (b) 医療機関 7.4% (6.2%) (c) 職場 30.1% (30.9%) (d) 家庭 7.4% (7.7%) (e) 飲食店 42.4% (42.2%) (いずれも2017年度(いずれも2016年度)) ※「第3期がん対策基本計画(平成30年3月9日閣議決定)」や「健康日本21(第2次)」においても同様の目標を設定</p>	<p>○普及啓発等の受動喫煙対策に取り組んでいる都道府県数 【47都道府県】 ⇒36都道府県(2018年度)</p> <p>○受動喫煙防止対策助成金を利用した事業者数 【2019年度に1,000事業者】 ⇒458件(524件)(2018年度)(2017年度)</p> <p>○受動喫煙防止対策に係る相談支援を受けた事業者数 【2019年度に1,000事業者】 ⇒1,351件(1,128件)(2018年度)(2017年度)</p>	<p>8. 受動喫煙対策の推進</p>
	<p>○80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合【2022年度までに60%以上】 ⇒51.2% (40.2%) (2016年(2011年))</p> <p>○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加【2022年度までに80%以上】 ⇒72.6% (75.0%) (2015年(2013年))</p>	<p>○60歳の未処置歯を有する者の割合の減少 【2022年度までに10%以下】 ⇒34.4% (36.1%) (2016年(2011年))</p> <p>○60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 【2022年度までに45%以下】 ⇒62.0% (51.6%) (2016年(2011年))</p> <p>○過去1年間に歯科検診を受診した者の割合 【2022年度までに65%】 ⇒52.9% (47.8%) (2016年(2012年))</p>	<p>9. 歯科口腔保健の充実と歯科保健医療の充実</p>
	<p>○妊娠中の喫煙率・飲酒率 【2024年度に0%】 ⇒(喫煙率) 2.7% (2.9%) (2017年(2016年)) (飲酒率) 1.2% (1.3%) (2017年(2016年))</p> <p>○足腰に痛みのある女性高齢者の割合の減少【2022年度までに1,000人当たり260人】 ⇒1,000人当たり267人(280人)(2016年度(2013年度))</p> <p>○子宮頸がんや乳がんを含めたがんの年齢調整死亡率(75歳未満) 【低下】 ⇒73.6(76.1)(2017年(2016年))</p> <p>○妊娠・出産について満足している者の割合【増加】 ⇒82.8%(81.1%)(2017年(2016年))</p>	<p>○妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合 【2024年度に100%】 ⇒98.0% (97.1%) (2017年(2016年))</p> <p>○骨粗鬆症検診の受診率【上昇】 ⇒5.4% (5.17%) (2017年度(2015年度))</p> <p>○子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率 【2022年度までに50%以上】 ⇒子宮頸がん42.4% (42.1%)、乳がん44.9% (43.4%) (2015年(2012年))</p> <p>○相談しやすい環境を整備している女性健康支援センター数【増加】⇒33箇所(集計中) (2018年)(2019年)</p> <p>○子育て世代包括支援センター設置自治体数 【2020年度末までに全国展開】 ⇒983市区町村(1,717か所)(761市区町村(1,436か所))(2019年4月1日(2018年4月1日現在))</p>	<p>10. 生涯を通じた女性の健康支援の強化</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年動向を把握するための補完的な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは客観的かつ比較可能な統計としての在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○乳幼児健康診査の未受診率【2024年度までに3～5か月児が2.0%、1歳6か月児が3.0%、3歳児が5.0%】 ⇒（3～5ヶ月児）4.5%（4.4%）（2017年（2016年）） （1歳6ヶ月児）3.8%（3.6%）（2017年（2016年）） （3歳児）4.8%（4.9%）（2017年（2016年））</p> <p>○むし歯のない3歳児の割合【2024年度までに90.0%】 ⇒85.6%（84.2%）（2017年（2016年））</p> <p>○全出生数中の低出生体重児の割合【平成28年度の9.4%に比べて減少】 ⇒9.4%（9.4%）（2017年（2016年））</p> <p>○食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ【2028年度まで】 ⇒4人（2人）（2017年（2016年））</p>	<p>○乳幼児健診にマイナンバー制度の情報連携を活用している市町村数【増加】 ⇒2020年6月より運用開始のため未把握。調査方法等は今後検討。</p> <p>○マイナポータルを通じて乳幼児健診等の健診情報を住民へ提供している市町村数【増加】 ⇒2020年6月より運用開始のため未把握。調査方法等は今後検討。</p> <p>○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を設置した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ⇒28都道府県（6都道府県）（2018年（2017年））</p> <p>○都道府県が実施する患者市民への啓発事業及び医療従事者等への研修事業を実施した都道府県数【2021年度までに47都道府県】 ⇒26都道府県（2018年）</p> <p>○中心拠点病院での研修に参加した累積医師数【2021年度までに100人】 ⇒22人（2018年）</p>	<p>11. 乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用を検討</p> <p>12. アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策の推進</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的 な手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○糖尿病有病者の増加の抑制 【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人（950万人）（2016年度 （2012年度））</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当 者及び予備群の数 【2022年度までに2008年度と比べて 25%減少】 ⇒1%増（1%増）（2015年度 （2014年度））</p> <p>○適正体重を維持している者の増加 （肥満（BMI 25以上）、やせ（B MI 18.5未満）の減少） 【2022年度までに ・20～60歳代男性の肥満者の割合28% ・40～60歳代女性の肥満者の割合19% ・20歳代女性のやせの者の割合20%】 ⇒ ・20～60歳代男性の肥満者の割合32.8% （32.4%） ・40～60歳代女性の肥満者の割合22.2% （21.6%） ・20歳代女性のやせの者の割合21.7% （20.7%）（いずれも2017年度（いづれ も2016年度））</p>	<p>○国及び都道府県等による健康サ ポート薬局の周知活動の実施回数 【各実施主体において年1回以 上】 ⇒集計中（2020年3月末までに把 握予定）</p> <p>○健康サポート薬局の届出数 【増加】 ⇒1,355件(879件)（2018年度(2017 年度)）</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を 満たすヘルスケア事業者数 【2020年度までに100社以上】 ⇒123(102)（2018年(2017年)）</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経 営に取り組む企業数 【2020年度までに500社以上】 ⇒818(539)（2018年(2017年)）</p> <p>○協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサ ポートを得て健康宣言等に取り組む企業数 【2020年度までに3万社以上】 ⇒35,196(23,074)（2018年(2017年)）</p> <p>○かかりつけ医等と連携して生活 習慣病の重症化予防に取り組む自 治体、広域連合の数【増加】 ⇒自治体：1,180(1,003)（2018年 （2017年））広域連合：32(31) （2018年(2017年)）</p>	<p>13. 健康サポート薬局の取組の 推進</p> <p>15. 予防・健康づくりへの取組 やデータヘルス、保健事業につい て、多様・包括的な民間委託を推 進</p> <p>16. 企業による保険者との連携 を通じた健康経営の促進</p> <p>17. 保険者努力支援制度の評価 指標への追加などインセンティブ の一層の活用等</p>

社会保障 1. 予防・健康づくりの推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 予防・健康づくりの推進</p> <p>【指標①】 平均寿命の延伸を上回る健康寿命（※）の延伸 ※3年に1度の調査に加え、毎年 の動向を把握するための補完的な 手法を検討 ※「健康寿命」について、まずは 客観的かつ比較可能な統計として の在り方を検討</p> <p>【指標②】 高齢者の就業・社会参加率</p>	<p>○1日当たりの純アルコール摂取 量が男性40g以上、女性20g以上の 者の割合 【2020年度までに男性13%、女性 6.4%以下】 ⇒平成29年：男性14.7%、女性8.6%</p> <p>○2020年度までに、認知症の診 断・治療効果に資するバイオマ ーカーの確立（臨床試験取得1件以 上）、日本発の認知症の疾患修飾 薬候補の治験開始 ⇒血液バイオマーカーの分野において、 技術的にはほぼ確立しており、臨床的 な位置づけについてエビデンスを蓄積 （2019年11月現在） ⇒治験ニーズに対応するコホートの構 築を推進（2019年11月現在）</p> <p>○がんの年齢調整死亡率（75歳未 満）【低下】 ⇒73.6(76.1)（2017年(2016年)）</p>	<p>○都道府県・指定都市における相談 拠点・専門医療機関・治療拠点機関 の設置又は選定数 【2020年度までに67自治体】 ⇒相談拠点（令和元年8月30日時点） アルコール：49自治体、薬物：39自治体、 ギャンブル等依存症：42自治体 ⇒専門医療機関 アルコール：34自治体、薬物：26自治体 ギャンブル等：24自治体 ⇒治療拠点機関 アルコール：25自治体、薬物：19自治体、 ギャンブル等依存症：18自治体 ○精神保健福祉センター及び保健所 の相談件数【増加】 ⇒（精神保健福祉センター） （平成29年度（平成28年度）） ・アルコール3,956件（4,204件）、薬物 4,207件（4,697件）、ギャンブル等3,370 件（2,689件） ⇒（保健所） ・アルコール16,349件（17,573件）、薬 物3,152件（3,938件）、ギャンブル等 1,473件（1,148件）</p> <p>○全国的な情報登録システム（オレ ンジレジストリ）への発症前も含め た認知症進行段階ごとにおける症例 等の登録合計件数【2020年度までに 合計1万件】⇒9,073件（5,764件） 内訳）軽度認知障害期：1,312件 （1,276件）前臨床期：7,761件（4,488 件）（2018年度（2017年度）） ○がんゲノム医療中核拠点病院又は がんゲノム医療拠点病院のいずれか を設置した都道府県数 【2020年度までに30都道府県】 ⇒26都道府県（9都道府県）（2019年 （2018年））</p>	<p>14. アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等</p> <p>18. 認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化 ⇒介護は指標③にある一人当たりの介護費の地域差縮減と同様。医療は現在データの精査中であり、今年度中に集計予定</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。(数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」参加者が所属する医療機関等の実数 【2019年度までに240機関】 ⇒319機関 (277機関) (2018年度 (2017年))</p> <p>○精神障害者の精神病院から退院後1年以内の地域での平均生活日数【増加】※2020年1月頃公表予定</p>	<p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累計実施回数 【2019年度までに12回】 ⇒12回 (12回) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「在宅医療と救急医療の連携に係る研修」の累計参加自治体数 【2019年度までに15自治体】 ⇒15自治体 (15自治体) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・介護人材を育成する研修」の累積参加人数 【2019年度までに960人】 ⇒1,136人 (979人) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数 【2021年度までに150自治体】 ⇒75自治体(49自治体) (2019年度 (2018年度))</p> <p>○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数 【2021年度までに1,500事業】 ⇒291事業(204事業) (2019年度(2018年度))</p>	<p>23 i. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（話し合うプロセスの全国展開）</p> <p>23 ii. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について（本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築の推進）</p> <p>24. 在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開</p> <p>25. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。(数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度 ⇒・調査日に受診した病院を全体として「満足」と回答した外来患者割合59.3% (2017) 受療行動調査 (厚生労働省) ・調査日に入院している病院を全体として「満足」と回答した入院患者67.8% (2017) 受療行動調査 (厚生労働省)</p>	<p>○地域医療構想の2025年における医療機能別 (高度急性期、急性期、回復期、慢性期) の必要病床数を達成するために増減すべき病床数に対する実際に増減された病床数の割合 【2025年度に100%】</p> <p>○介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況と、第8期計画期初に見込まれる期末時点でのサービス減量【2020年度末に100%】 ⇒<介護療養病床の第7期介護保険事業計画に沿ったサービス量進捗状況> 88.2% (2018年度)</p>	<p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 【2019年度末までに50%】 ⇒63% (2018年度)</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】 ⇒97% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】 ⇒67% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合 【2019年度末までに50%】⇒63% (2018年度)</p> <p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】 ⇒97% (2018年度)</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病棟の対応方針について合意に至った割合⇒67% (2018年度)</p> <p>【2018年度末までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関数【増加】 ⇒23,289機関 (2014年) 22,869機関 (2017年)</p>	<p>26 i. 地域医療構想の実現 (個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について検討)</p> <p>26 ii. 地域医療構想の実現 (公立・公的医療機関について民間医療機関では担うことができない機能に重点化するよう再編・統合の議論を進める)</p> <p>26 iv. 地域医療構想の実現 (病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討)</p> <p>34. 大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の推進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度 ⇒・調査日に受診した病院を全体として「満足」と回答した外来患者割合59.3% (2017) ・調査日に入院している病院を全体として「満足」と回答した入院患者67.8% (2017)</p>	<p>(高額医療機器の効率的な配置に係る指標を医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において検討し、2018年度末までに結論を得て骨太方針2019に反映) ⇒骨太2019に高額医療機器の効率的な配置に係る方針を都道府県の医療計画において盛り込むと反映</p> <p>○第3期医療費適正化計画における各都道府県の医療費目標及び適正化指標【2023年度における各都道府県での目標達成】⇒現時点で記載できるデータ無し。 ○年齢調整後の一人あたり医療費の地域差【2023年度時点での半減を目指して年々縮小】⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年)) ○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒ 合計 6.9% (7.8%)、 要支援1 24.7% (24.3%)、 要支援2 16.3% (15.1%)、 要介護1 8.5% (7.5%)、 要介護2 8.2% (8.0%)、 要介護3 8.9% (9.2%)、 要介護4 9.4% (9.8%)、 要介護5 10.7% (12.1%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○法定外繰入等の額【減少】 ⇒1,751億円 (2526億円) (2017年度決算 (2016年度決算))</p>	<p>○医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込んだ医療計画を作成した都道府県数 【2020年度までに47都道府県】 ⇒2019年10月時点：0県 2019度中に策定することを都道府県に対して求めている</p> <p>○後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者 【2020年度までに100%】 ⇒ 23.7%(17.7%) (2018年(2017年)) ○重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 【2023年度までに100%】 ⇒ 47.6%(40.8%) (2018年(2017年)) ○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】⇒96.1% (91.7%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○法定外繰入等の解消に向けた計画において、解消年度と公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段を明記した市町村の割合【増加】</p>	<p>27. 高額医療機器の効率的な配置等を促進</p> <p>30 i. 地域の実情を踏まえた取組の推進(地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応の検討)</p> <p>30 ii. 地域の実情を踏まえた取組の推進(国保財政の健全化委に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等))</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【2020年度末までに縮減】 ⇒ 合計 6.9% (7.8%)、 要支援1 24.7% (24.3%)、 要支援2 16.3% (15.1%)、 要介護1 8.5% (7.5%)、 要介護2 8.2% (8.0%)、 要介護3 8.9% (9.2%)、 要介護4 9.4% (9.8%)、 要介護5 10.7% (12.1%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○年齢調整後の一人あたり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【2020年度末までに縮減】 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの構築状況 ○NDB、介護DBの第三者提供の件数【運用開始後(2020年度以降)提供件数増加】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。 ○オープンデータの充実化【集計項目数増加】 ⇒新規項目として二次医療圏別集計を7項目追加(2019年度公表分)</p> <p>○コンピュータで審査完結するレセプトの割合【システム刷新後2年以内に9割程度】</p> <p>○既存の支部設定コンピュータチェックルールの移行・廃止【新システム稼働時までに集約完了】</p>	<p>○地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した保険者【2020年度までに100%】 ⇒96.1% (91.7%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者【2020年度までに100%】⇒75.9% (2018年度)</p> <p>○全国的な保健医療情報ネットワークの実証状況 ⇒実証の進捗 4段階中4段階(1段階) (2018年度末(2018年12月)) ○NDB、介護DBの連結解析、提供に関する基盤の運用開始【2020年度に運用開始】</p> <p>○「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目16項目の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】 ⇒・社会保険診療報酬支払基金法の改正法が成立(2019年度) ・新システムにかかる調達が完了(2019年度)</p>	<p>32. 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進</p> <p>36 ii. データヘルス改革の推進(「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始)</p> <p>36 iii. データヘルス改革の推進(医療保険の支払審査機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める)</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○6領域における、AI技術の製品化等、現場での実用化に至った領域数 【2020年度末までに1領域】 ⇒1領域 (2019年)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化 【2020年度までに改善】 ⇒介護・看護職員1人当たりの在所者数2.0人(2.0人) (2017年度(2016年度)介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○臨床研究中核病院のうち標準化された医療情報の研究利用を開始した医療機関数 【2020年度末までに4機関】 ⇒0機関 (2019年10月)</p> <p>○見直し後の臨床研修の実施を踏まえた基本的診療能力について、自信を持ってできる又はできると答えた研修医の割合【2022年度までに研修修了者の70%】(臨床研修後のアンケート調査により把握) ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○総合診療専門研修を受けた専攻医数【厚生労働科学研究において2019年度中を用途に将来の各診療科の必要医師数を算出することとしており、その後研究結果を踏まえて指標を設定】</p>	<p>○6つの重点領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)のうち、AIの構築に必要なデータベースを構築した領域数 【2020年度末までに6領域】 ⇒4領域 (2019年)</p> <p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2020年度までに2,000件(延べ件数)】⇒2,214件 (1,120件) (2018年までの延べ件数(暫定値) (2017年度末))</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】⇒38施設(暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○医療情報の品質管理・標準化に関するMID-NETの経験による研修が実施された医療機関数 【2019年度末までに4機関】 ⇒4機関 (0機関) (2019年10月 (2018年度末))</p> <p>○見直し後の一貫した到達目標に基づいた臨床研修プログラム数【2020年度までに1,000件】 ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○一貫した評価システムで評価を行った臨床研修医数 【2022年度までに800人】 ⇒2020年度より臨床研修プログラムが開始予定。</p> <p>○総合診療専門研修プログラム数 ⇒プログラム数：411 (2019)</p> <p>○総合診療専門研修を希望する若手医師数⇒厚生労働科学研究の結果を踏まえて指標を設定予定。</p>	<p>36 iv. データヘルス改革の推進 (AIの実装に向けた取組の推進)</p> <p>36 vi. データヘルス改革の推進 (ロボット・IoT・AI・センサーの活用)</p> <p>37. クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース (MID-NET) の連携</p> <p>38. 卒前・卒後の一貫した医師養成課程の整備</p> <p>39. 総合診療医の養成の促進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的事例を元に試行された取組事例数【2020年度までに20例】 ⇒2019年度の事例数について2020年3月中に公表予定。</p> <p>○特定行為研修を修了し、医療機関で就業している看護師の数【2020年度までに3,000人】⇒881人 (528人) (2018年3月時点 (2017年3月時点))</p> <p>○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】 ⇒社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置。 (年内に中間取りまとめ)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】 ⇒介護・看護職員1人当たりの在所者数2.0人(2.0人) (2017年度(2016年度)介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体的支援事業により介護施設等とマッチングした者の数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】 ⇒204人 (2018年度)、前回調査なし</p> <p>○保育補助者雇上強化事業により雇い上げられた人数【2021年度までに3,000人】 ⇒883人 (307人) (2017年(2016年))</p>	<p>○看護業務の効率化に資する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】 ⇒2019年度の事例数について2020年3月中に公表予定。</p> <p>○特定行為研修の指定研修機関数【2020年度までに150機関】 ⇒134機関 (87機関) (2019年8月時点 (2018年8月時点))</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】 ⇒38施設 (暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【毎年度47都道府県】⇒47都道府県 (2018年度)、47都道府県 (2017年度)</p> <p>○「介護に関する入門的研修」の延べ実施回数【2021年度までに2018年度と比べて15%増加】⇒117回 (2018年度)、前回調査なし</p> <p>○保育補助者雇上強化事業を利用した市町村数【2021年度までに300市町村】⇒87自治体 (34自治体) (2017年 (2016年))</p>	<p>40 i. 事業所マネジメントの改革等を推進（従事者の業務分担の見直しと効率的な配置）</p> <p>40 ii. 事業所マネジメントの改革等を推進（介護助手・保育補助者など多様な人材の活用）</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合 【2019年度までに85%】 ⇒68% (72.9%) (2018年度実績 (2017))</p> <p>○介護分野における書類の削減 【2020年代初頭までに半減】 ⇒社会保障審議会介護保険部会に「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置。(年内に中間取りまとめ)</p> <p>○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ⇒平均労働時間数 37.1時間 (37.9時間) 平均残業時間数 1.9時間 (2.0時間) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】⇒介護・看護職員1人当たりの在り者数 2.0人 (2.0人) (2017年度 (2016年度))介護サービス施設・事業所調査) ※2017年度を起算点とする</p> <p>○1 社会福祉法人当たりの介護サービスの事業数【2020年度末までに増加】 ⇒4.7事業(4.6事業) (2017年度(2016年度))</p> <p>○社会福祉法人数及び1 社会福祉法人当たりの職員数 (常勤換算数)【見える化】⇒社会福祉法人数：20,838 法人 (20,665法人) (2018年3月31日 (2017年3月31日))、1 社会福祉法人当たりの職員数：86.67人 (87.19人) (2018年4月1日 (2017年4月1日))</p> <p>○バイオシミラーの品目数 (成分数ベース)【2020年度末までに品目数を2017年7月時点からの倍増 (10成分)】⇒9品目 (5品目) (2019年10月時点 (2017))</p> <p>○後発医薬品の使用割合【2020年9月80%以上】 ⇒72.6% (65.8%) (2018年9月時点 (2017))</p>	<p>○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2019年度までに1,000人】 ⇒2019年12月1日から2020年2月29日にかけて全国31回実施予定</p> <p>○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】 ⇒73.9% (67.9%) (2018年度 (2017年度))</p> <p>○介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【増加】⇒ 38施設 (暫定値) (2019年時点) ※2019年度を起算点とする</p> <p>○効率的な体制構築に関する先進的取組の事例数【2019年度までに10例】 ⇒調査研究事業において、2019年度末のガイドライン策定に向けて事例を収集中</p> <p>○バイオシミラーに関する講習会の開催数【年10回以上】 ⇒ 医療関係者向け：12回、 一般・患者向け：2回 (2018年度)</p> <p>○後発医薬品の品質確認検査の実施【年間約900品目】⇒891品目(900品目) (2018年度 (2017年度))</p>	<p>40 iii. 事業所マネジメントの改革等を推進 (事業所マネジメントの改革等を推進)</p> <p>40 iv. 事業所マネジメントの改革等を推進 (介護の経営の大規模化・協働化)</p> <p>44. 45. バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発・普及の推進等</p> <p>49. 後発医薬品の使用促進</p>

社会保障 3. 医療・福祉サービス改革

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 医療・福祉サービス改革</p> <p>【指標①】 医療費・介護費の適正化</p> <p>【指標②】 年齢調整後の一人あたり医療費の地域差半減 ⇒0.075 (0.073) (2017年(2016年))</p> <p>【指標③】 年齢調整後の一人あたり介護費の地域差縮減 ⇒合計 5.4% (5.3%)、 施設 8.7% (8.9%)、 居住系20.1% (21.3%)、 在宅 8.2% (8.5%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>【指標④】 医療・福祉サービスの生産性 (※1)の向上 ※1 サービス産出に要するマンパワー投入量 ⇒進捗については2018年比で算出するため、現時点では報告なし。 (数値更新時期：2020年夏頃を予定)</p> <p>【指標⑤】 医療・福祉サービスの質 (※2)の向上 ※2 医師による診療・治療内容を含めた医療職による対応への満足度</p>	<p>○大病院受診者のうち紹介状なしで受診したものの割合【2020年度までに400床以上の病院で40%以下】 ⇒36.9% (40.4%) (2018年 (2017年))</p> <p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒403,866件(329,216件)(2018年度 (2017年度))</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p>	<p>○かかりつけ医の普及に取り組む都道府県割合【2020年度までに100%】 ⇒100% (61.7%) (2019年度 (2018年度))</p> <p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒ホームページにて公表済 (2017年度)</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒9,427,974件(8,000,306件) (2017年度 (2016年度))</p>	<p>51. かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】 ⇒90.2% (86.2%) (2018年度 (2017年度))</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況 (小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 【2020年度までに100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の進捗状況 →78.8% (80.6%) (2018年度 (2017年度)) ・看護小規模多機能型居宅介護 →52.0% (60.1%) (2018年度 (2017年度)) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 →68.7% (61.3%) (2018年度 (2017年度)) <p>○在宅医療を行う医療機関の数【増加】 ⇒23,289機関 (2014年)、22,869機関 (2017年)</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2018年度までに100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業→100% (88.3%) ・認知症総合支援事業→100% (87.8%) ・生活支援体制整備事業→99.9% (87.6%) (2018年度 (2017年度)) 	<p>⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築</p>
	<p>○終了した研究に基づき発表された成果数 (論文、学会発表、特許の件数など)【前年度と同水準】 ⇒前年度と同水準 (2019年) 4858(2018年)</p>	<p>○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率【2019年度に100%】 ⇒「中間・事後評価委員会」を2020年2～3月に実施予定</p>	<p>⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組 iii 医療等分野における研究開発の促進</p>
	<p>○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ⇒79.1% (52.6%) (2018年度 (2015年度))</p> <p>○調剤薬局チェーン (20店舗以上) における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ⇒97.2% (62.8%) (2018年度 (2015年度))</p>	<p>○医薬品のバーコード (販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等) の表示率【2020年度までに100%】 ⇒100%～26.2% (100%～3.5%) (薬の種類、表示単位により異なる) (2018年9月時点 (2015年度))</p>	<p>㉓ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善</p>
	<p>○妥結率【見える化】 ⇒病院 (総計) : 98.2% (99.6%) チェーン薬局 : 89.6% (100%) その他の薬局 : 96.4% (100%) 保険薬局計 : 93.7% (100%) (H31.3時点 (H27))</p>		

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ⇒40,959人(39,344人)(2017年(2016年))</p> <p>○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ⇒1,000万人(950万人)(2016年度(2012年度))</p> <p>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】 ⇒1%増(1%増)(2015年度(2014年度))</p>	<p>○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】 市町村国保:1,198(1,116) 広域連合:39(39) 健保組合:365(271) 共済組合:27(20) 国保組合:30(16)協会けんぽ支部:48(48) (2018年(2017年))</p> <p>○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 市町村国保:1,036(924) 広域連合:13(12) 健保組合:872(732) 共済組合:43(34) 国保組合:86(64) 協会けんぽ支部:39(40) (2018年(2017年))</p> <p>○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 ⇒現時点で記載できるデータ無し。</p> <p>○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】818(539)(2018年(2017年))</p> <p>○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】35,196(23,074)(2018年(2017年))</p> <p>○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】123(102)(2018年(2017年))</p>	<p>② 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施</p> <p>② 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等</p> <p>ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】 ⇒403,866件(329,216件)(2018年度(2017年度))</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数 【2022年度までに60%】 ⇒2020年度早期に把握予定</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】 ⇒ホームページにて公表済(2017年度)</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】 ⇒9,427,974件(8,000,306件)(2017年度(2016年度))</p>	<p>③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ⇒43.6% (42.4%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2021年度までに45%】 ⇒36.6% (36.6%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 7.7% (7.6%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 43.6% (42.4%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 36.6% (36.3%) (2016年度 (2015年度))</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ⇒77.6% (73.3%) (2018年3月 (2017年6月)) ※計測時点が平成2018年6月であり、改正法施行以前であることを留意</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ⇒53.9% (52.3%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 ※地域差、であることから数値記載は困難</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 ※地域差、であることから数値記載は困難</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ⇒58.0% (56.8%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ⇒見える化DBにおいて公表済 58.0% (56.8%) (2017年度 (2016年度))</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ⇒【2017年度精査中】 99.9% (平成28年度)</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】 ⇒100% (平成29年度) 100% (平成28年度)</p>	<p>④⑩ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む</p> <p>④① 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化</p> <p>④② 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>

(参考) 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】 ⇒就労支援プラン（プランに就労支援が盛り込まれたもの）の作成・支援により就労した者及び増収した者の数：21,412人（22,372人）（2018年度（2017年度））</p> <p>上記以外の者であって、生活困窮者自立支援制度の利用や他機関につないだことにより、就労した者及び増収した者の数：12,620人（9,350人）（2018年度（2017年度））</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】 ⇒63%（70%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】 ⇒集計中（来年度に結果が出る予定） 前回調査なし（昨年新設のKPIのため）</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ⇒就労準備支援事業：48%（43%）（2018年度（2017年度）） 家計改善支援事業：45%（40%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】 ⇒33%（31%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】 ⇒44%（45%）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】 ⇒237,665件（229,685件）（2018年度（2017年度））</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】 ⇒4,898件（5,431件）（2018年度（2017年度））</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 ⇒一時生活支援事業：31%（29%）（2018年度（2017年度）） 子どもの学習・生活支援事業：59%（56%）（2018年度（2017年度）） 生活保護受給者等就労自立促進事業：86%（84%）（2018年度（2017年度））</p>	<p>⑬ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進</p>

2-1 予防・健康づくりの推進

予防・健康づくりを推進するため、先進事例の横展開やインセンティブの積極活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防・重症化予防や認知症の予防等に重点的に取り組む。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
1					
予防・健康づくりの推進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
2	予防・健康づくりの推進				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	3 i				
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
4					
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
5					
予防・健康づくりの推進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	6				
	7				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	8				
	9				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
10					
予防・健康づくりの推進					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	11				
	12				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予防・健康づくりの推進	13				
	14				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
予 防 ・ 健 康 づ く り の 推 進	15				
	16				
	17			○かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体、広域連合の数【増加】	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
18	予防・健康づくりの推進				

2-2 多様な就労・社会参加

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
多様な就労・社会参加	19			—	
	20			—	

2-3 医療・福祉サービス改革

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあって少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	21				
	22			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	23 i				
	ii				
	24				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	25				
	26 i				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				
	iii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iv				
	v			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	27				
	28			—	
	29			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	30 i				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				
	iii			—	
	31 i			—	
	ii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	32				
	33	保険者機能の更なる強化に向けて、			

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	34			<p>○公立病院改革プランまたは公的医療機関等2025プラン対象病院のうち、地域医療構想調整会議において具体的な対応方針について合意に至った医療施設の病床の割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○地域医療構想調整会議において公立・公的病院等の非稼働病床の対応方針について合意に至った割合【2018年度末までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関数【増加】</p>	
	35			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	36 i			—	
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii				
	iv				
	v			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	vi			<p>○地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサーの導入支援件数【2020年度までに2,000件(延べ件数)】</p> <p>○介護ロボット等の活用、ICT利活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを活用する事業所数【増加】</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	37				
	38				
	39		年		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
40 i 医療・福祉サービス改革					

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iv				
	41				
	42			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	43 i			—	
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	44				
	45				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	46 i			—	
	ii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	iii			—	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	47				
	48 i				
	ii				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	49	③ ⑤ ⑥ ⑦	③ ⑥ ⑦		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
医療・福祉サービス改革	50				
	51				

2-4 給付と負担の見直し

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変化の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていくため、勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直しを図る。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	52				
	53				
	54				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	55				
	56				
	57				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
給付と負担の見直し	58				
	59				
	60				
	61				

2-5 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	① 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正） 【再掲】（⇒26 i、ii、iv、v）			—	—
	② 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討 【再掲】（⇒26 iv）			—	—
	③ 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを2017年10月から段階的に実施。			—	—
	④ 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討 【再掲】（⇒28）			—	—
	⑤ 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正 【再掲】（⇒30 i）			—	—
	⑥ 地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す） 【再掲】（⇒30 i）			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑦ 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築	<p>第7期介護保険事業（支援）計画（2018～2020年度）に基づき、推進。</p> <p>第7次医療計画（2018～2023年度）に基づき、推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>2020年度まで</p> <p>2023年度まで</p>	<p>○地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第7期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）【2020年度までに100%】</p> <p>○在宅医療を行う医療機関の数【増加】</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【2018年度までに100%】</p>	○在宅サービスのサービス量進捗状況【2020年度までに100%】	
	⑧ 人生の最終段階における医療の在り方を検討	【再掲】（⇒23 i、ii）		—	—	
	⑨ かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討	【再掲】（⇒51）			—	—
	⑩ 看護を含む医療関係職種の評価・質向上や役割分担の見直しを検討	<p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。</p> <p>《厚生労働省》</p>	⇒特定行為研修の内容及び時間数の見直しについて医道審議会で検討し、2019年4月に省令改正を実施。また、都道府県における地域医療介護総合確保基金の活用による看護職の資質向上に係る事業等の実施状況を把握し、事業の推進を支援している。	—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑪ 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組				
	i 改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分	病床の機能分化・連携に係る事業への重点的配分を継続して実施。 《厚生労働省》		—	—
	ii 医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討 【再掲】 (⇒30 iii)			—	—
	iii 機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応 2016年度診療報酬改定において、一般病棟に係る「重症度、医療・看護必要度」を見直し。 2018年度診療報酬改定において、入院医療評価体系について、基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分を組み合わせた評価体系に再編・統合。			—	—
	iv 都道府県の体制・権限の整備の検討 【再掲】 (⇒26 iii)			—	—
⑫ 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 【再掲】 (⇒1、4、5、6)			—	—	
⑬ 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映 国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施。			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑭ 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計				
	i 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 【再掲】 (⇒17)			—	—
	ii 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 【再掲】 (⇒41)			—	—
	iii 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施。			—	—
	iv 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 【再掲】 (⇒36 iii)			—	—
⑮ ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進 【再掲】 (⇒5)			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑯ セルフメディケーションの推進 【再掲】 (⇒13)			—	—
	⑰ 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討 【再掲】 (⇒30 i、32、33)			—	—
	⑱ 高齢者のフレイル対策の推進 【再掲】 (⇒6、7)			—	—
	⑲ 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進 【再掲】 (⇒3 i、ii)			—	—
	⑳ 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開 【再掲】 (⇒15、16)			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等				
	i 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施	関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。 《厚生労働省》	グレーゾーン解消制度の申請があった場合に、随時対応。	○好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者【100%】 ○データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】	
	ii 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」を活用し、取組を推進。 自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。 《厚生労働省》	⇒「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」に加え、「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた『保険外サービス』の活用に関するポイント集・事例集」を活用し、保険外サービスの活用について周知を推進。 ⇒介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援。	○健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】 ○健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業数【2020年度までに500社以上】 ○協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業数【2020年度までに3万社以上】 ○保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数【2020年度までに100社以上】	○年間新規透析患者数【2028年度までに35,000人以下に減少】 ○糖尿病有病者の増加の抑制【2022年度までに1,000万人以下】 ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の数【2022年度までに2008年度と比べて25%減少】
	② 介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上			—	—
	【再掲】 (⇒36 vi (ICT・介護ロボットの活用)、⇒40 ii (介護助手・保育補助者など多様な人材の活用)、⇒40 iv (事業経営の規模の拡大))				

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組				
	i 医療保険のオンライン資格確認の導入 【再掲】 (⇒36 i)			—	—
	ii 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性向上 【再掲】 (⇒36 ii)			—	—
	iii 医療等分野における研究開発の促進	プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施。 実現性の高いシステムについて本格運用開始。 《厚生労働省》	臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究において、全国規模のビッグデータ事業の支援を行っている。その中で、平成28年度から構築を進めている包括的慢性腎臓病臨床効果情報データベース（J-CKD-DB）について、令和元年度には、腎臓病予後予測指標等の確立のため、AIによる解析を本格的に開始した。 また、本データベースは、電子カルテ情報からSS-Mix2を活用し、病院間で異なる仕様も標準化して構築されている。	○「事前評価委員会」による学術的・行政的観点に基づく評価・採択と、「中間・事後評価委員会」による研究成果の検証及び採択に基づく、採択課題の継続率 【2019年度に100%】	○終了した研究に基づき発表された成果数（論文、学会発表、特許の件数など） 【前年度と同水準】
	㉑ 世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討				
	i 高額療養費制度の在り方 高額療養費制度の見直しを2017年8月から段階的に実施。			—	—
	ii 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方 【再掲】 (⇒53)			—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	iii 高額介護サービス費制度の在り方 高額介護サービス費制度の見直しを2017年8月から実施。			—	—
	iv 介護保険における利用者負担の在り方 利用者負担割合について、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする見直しを2018年8月から実施。			—	—
	㊸ 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討				
	i 介護納付金の総報酬割 介護納付金の総報酬割について、2017年度から段階的に実施。			—	—
	ii その他の課題 現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討。 《厚生労働省》		被用者保険者の後期高齢者支援金について2017年度から全面総報酬割を導入するとともに、拠出金負担の特に重い保険者の負担軽減を実施。	—	—
㊸ 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討 【再掲】 (⇒52)			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	⑳ 公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討				
	i 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討 【再掲】（⇒59（軽度者に対する生活援助サービス））			—	—
	ii 医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す 【再掲】（⇒46 i）			—	—
	iii 生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討 【再掲】（⇒48 ii）			—	—
	iv 市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討 【再掲】（⇒54）			—	—
	v 不適切な給付の防止の在り方について検討 不適切な給付の防止を徹底する観点から、医療指導監査に係る調査手法の改善等を図るため、医療指導監査業務実施要領を2018年10月に一部改定。			—	—
㉑ 後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる 【再掲】（⇒49）			—	—	
㉒ 後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討 2018年度の長期収載品の薬価の見直しに伴い、上市から12年が経過した後発品については原則1価格帯に集約。			—	—	
㉓ 後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討 【再掲】（⇒46 iii）			—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③① 基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討 【再掲】（⇒46 iii）			—	—
	③② 市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化 【再掲】（⇒46 ii）			—	—
	③③ 薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討 【再掲】（⇒46 ii）			—	—
	③④ 適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善	医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言（2015年9月）に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進。 《厚生労働省》	⇒2018年1月に「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を策定し、当該ガイドラインに基づいた取組を推進。 進捗状況については、懇談会において定期的に把握し、改善に向けた取組を推進。	○医薬品のバーコード（販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等）の表示率【2020年度までに100%】	○200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ○調剤薬局チェーン（20店舗以上）における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【2020年度までに65%以上】 ○妥結率【見える化】
③⑤ 医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討	医療機器の流通改善に関する懇談会において、関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を検討。医療機器のコード化の進捗状況を定期的に把握する等、改善に向けた取組を推進。 《厚生労働省》	⇒2019年度中を目途に流通改善に係る課題を整理すべく関係団体と協議を行っている。 ⇒2018年9月時点のコード化の進捗状況を調査し、その結果を公表。	—	—	

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③⑥ かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す	<p>服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進。</p> <p>各都道府県等の先進・優良事例の取組を集めた事例集を作成し横展開を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化のための方策を盛り込んだ薬機法等改正法案を第198回通常国会に提出し、第200回臨時国会にて成立した。</p> <p>⇒各都道府県が昨年度実施した取組について、事例集を作成中である。</p>	<p>○「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数【2022年度までに60%】</p> <p>○各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数【見える化】</p> <p>○調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて40%増加】</p>	<p>○重複投薬・相互作用等防止に係る調剤報酬の算定件数【2021年度までに2017年度と比べて20%増加】</p> <p>○地域包括ケアシステムにおいて過去1年間に平均月1回以上医師等と連携して在宅業務を実施している薬局数【2022年度までに60%】</p>
	③⑦ 平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し	<p>【再掲】（⇒47）</p>	—	—	
	③⑧ 診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明	<p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒診療報酬改定の内容に係る分かりやすい周知方法について、検討。</p>	—	—

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	③9 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討				
	i マクロ経済スライドの在り方 マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入（2018年4月～）や、賃金に合わせた年金額の改定（2021年4月～）により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを実施（2016年に法案成立）。	マクロ経済スライドの在り方について、その機能の発揮に向け、2016年改正の効果を含め、検証を行う。 《厚生労働省》	⇒2019年8月に公表した財政検証のオプション試算において、2016年改正による年金額改定ルールの見直しの効果についての参考試算を示した。 また、2018年度から施行された未調整分の調整（キャリアオーバー）が2019年度の年金額改定において機能した結果、2018年度からの未調整分は完全に解消している。	—	—
	ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大 【再掲】（⇒19）			—	—
	iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方 【再掲】（⇒20）			—	—
iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 《厚生労働省・財務省》	⇒年金制度の所得再分配機能の強化については、2019年財政検証オプション試算において、被用者保険の適用拡大が基礎年金水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。その結果を踏まえて、2020年の法案提出を予定している制度改正において、被用者保険の適用拡大の具体的な内容について、年金部会等において検討を進め、必要な措置を講じる。	—	—	

取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④① 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《厚生労働省》	⇒就労自立のインセンティブ強化を目的として2018年10月に改正した就労自立給付金について、2019年9月の指導職員ブロック会議等を通じて自治体に制度の確実な実施について周知を行った。	○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】 ○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】
	④② 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》	→諸外国における低所得世帯に対する医療費の窓口負担や償還払いにおける受療行動や健康指標の変化、医療の内容への影響等に関する知見の収集を目的とする調査研究（社会福祉推進事業）を実施した。当該調査研究の結果も踏まえつつ、生活保護の医療扶助全体の適正化対策について、今後も引き続き検討する。 →令和3年1月の被保護者健康管理支援事業の施行に向け、準備・試行を行う自治体に対して必要な費用の国庫補助を実施している。 ⇒外部の有識者を交えた「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」の報告書（2019年3月）の内容を踏まえて、2019年9月の指導職員ブロック会議等を通じて自治体に就労支援員の適正配置や被保護者就労準備支援事業の積極的な事業実施等を要請した。 →級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて、消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を2018年度に実施した。その結果も踏まえつつ、引き続き級地制度の見直しに関する検討を行う。	○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】

取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>④2 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し</p>	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】</p> <p>級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒外部の有識者を交えた「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」の報告書（2019年3月）の内容を踏まえて、就労意欲の喚起に有効な手法・アセスメントツールに関する調査研究を実施している。</p> <p>⇒級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討に向けて、消費支出等に関する地域差の現状分析などに関する調査研究を2018年度に実施した。その結果も踏まえつつ、引き続き級地制度の見直しに関する検討を行う。</p>	<p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率 【2021年度までに65%】</p> <p>○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【毎年度100%】</p> <p>○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】</p>	<p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合） 【2021年度までに45%】</p> <p>○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【毎年度80%】</p> <p>○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 【2021年度において2017年度比2割以上の改善】</p> <p>○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差 【見える化】</p> <p>○後発医薬品の使用割合の地域差 【見える化】</p>

再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進

	取組事項/措置内容	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④③ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進	<p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す。</p> <p>改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労や家計をはじめとした様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備の推進を図ることにより、自立に向けた意欲の向上や日常生活面・社会生活面の改善を含め、就労・増収等を通じた生活困窮者の自立支援を推進。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>⇒就労・増収等を通じた自立を促進するため、自立生活のためのプランの中に就労支援を盛り込むこと等を通じ、対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促進。</p> <p>⇒改正生活困窮者自立支援法を着実に施行。特に、就労準備支援事業・家計改善支援事業については、両事業を実施していない自治体の実施を促す観点から、管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県への国による助言や、有識者を希望する自治体に派遣するコンサルティング事業を実施する等、きめ細かに支援。</p>	<p>○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成件数【毎年度年間新規相談件数の50%】</p> <p>○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【毎年度プラン作成件数の60%】</p> <p>○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2021年度までに25万件】</p> <p>○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数【見える化】</p> <p>○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数【見える化】</p> <p>○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度75%】</p> <p>○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021年度までに90%】</p>
	④④ 雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	<p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とした。</p> <p>《厚生労働省》</p>	<p>2019年度の雇用保険料と国庫負担については同左。</p>	—	—

3. 社会資本整備等

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 2. PPP PFIの推進

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組	

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組

社会資本整備等 3. 人口減少時代に対応したまちづくり

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組

3-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2025年度までに2割向上することを目指す。また、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	1 ICTの活用（i-Constructionの推進） 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進する。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。	橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスにICT活用の対象を拡大する。また、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討する。《国土交通省》	これまでのICT土工、ICT舗装工、ICT浚渫工に加え、今年度はICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）、ICT法面工（吹付工）、ICT付帯構造物設置工の3工種を追加し、工種拡大した。	○ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大	○ICT土工の累積件数（国及び地方公共団体）：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	2 インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進） 官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラットフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化の徹底大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。 [データプラットフォーム]	社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2018年度はインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）《内閣府》	国土交通データプラットフォーム（仮称）整備計画を令和元年5月30日に公表。同一の地図上に、構造物や地盤情報等を表示するプラットフォームのプロトタイプ版を構築中。 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）において、各省、民間研究開発投資誘発効果が高い領域の施策を推進中。（2019年度もインフラ・データプラットフォーム構築に対して予算を配分）	○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。	○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】
	[研究開発の推進]				

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	3 施工時期の平準化（i-Constructionの推進） 公共工事の施工時期について、年度を通じた平準化の取組推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。	国においては、国庫債務負担行為の積極的な活用を推進し、地方公共団体においては、発注者見通しの統合・公表に参加しない団体に対し、参加を要請する。《国土交通省》	国においては、令和元年度に施工時期の平準化に資する債務負担行為を約3200億円設定。地方公共団体に対しては、地域発注者協議会や個別訪問等を通じて、発注見通しの統合・公表への参加の要請を実施。	○地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する団体の割合：毎年度増加（国・都道府県※）、毎年度増加（市区町村） [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ※2019年度の改革工程表において、地域単位での発注見通しの統合・公表に参加する国・都道府県の割合を100%とする目標年度を設定する。 【参考】H30.5時点の参加団体割合 国：都道府県：84%、市区町村：51%	○4～6月期の平均稼働金額・件数と当該年度の平均稼働金額・件数の比率：目標設定はせずモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	4 中長期的な担い手の確保 長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。 [技能労働者の処遇改善] [働き方改革]	下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、社会保険制度に関する説明会等を開催する。《国土交通省》 週休2日制や長時間労働の実態把握を行い、現場労働時間の短縮・平準化につながる環境整備等を通じた働き方改革を推進し、担い手の入職・定着を推進する。《国土交通省》	下請負人まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、本年5月15日に第2回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会を開催し、重点課題として「見積り・契約各段階での法定福利費等の内訳明示の徹底・促進」を設定した。年度末に第3回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会を開催し、重点課題に対する具体的な取組施策を取りまとめる予定であり、これらを踏まえ、説明会等について2020年度に開催する見込み。 週休2日制や長時間労働の実態把握を実施中。 働き方改革に向けて、第198回国会（常会）にて改正建設業法等を提出。	○建設業許可業者の社会保険への加入率：2019年度を目途に100% ○国及び都道府県における週休2日工事の導入：2019年度までに100%	○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

公共投資における効率化・重点化と担い手確保	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
	〔 人材育成 〕	<p>「建設キャリアアップシステム」の円滑な運用と周知・普及を図るとともに、職種毎の特性に応じた建設技能者の能力評価基準づくりを促進するための説明会等の開催する。〈国土交通省〉</p> <p>女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（H26.8策定）の総括、新計画の策定を行う。〈国土交通省〉</p>	<p>9月末より、運営主体である（一財）建設業振興基金主催で全国47都道府県にて地方都市セミナーを開催中。（12月中旬まで）</p> <p>10月末日現在、9職種（鉄筋、型枠、機械土工他6職種）の能力評価基準を認定した他、以降順次認定を行い、登録基幹技能者職種全35職種の認定を行う予定。</p> <p>11月よりマネジメントスキル向上特別講習を開催し、キャリアアップシステムへの登録や能力評価の取組を支援。</p> <p>建設業における女性活躍推進に関する新計画の策定のための委員会を設置し、検討を行っている。令和元年内を目途に新計画を策定する見込み。</p>	<p>○建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入数：2023年度末までに全ての建設技能者が加入</p> <p>○女性技術者・技能者数：2019年を目途に2014年比で倍増</p>	<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
5	<p>重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化</p> <p>2020年のインバウンド目標（4000万人）の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靱化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきPDCAを回す。</p> <p>〔 ストック効果の評価手法の検討 〕</p> <p>〔 公共事業における事業評価 〕</p> <p>〔 地方公共団体が行う交付金事業に関する評価の検討 〕</p>	<p>事業実施後に、ストック効果の発現状況を多面的に計測するための指標等を用いて、定量的・客観的に効果を把握するとともに、事業の改善点等の工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用。〈関係省庁〉</p> <p>評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事業評価を実施する。〈関係省庁〉</p> <p>地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の「見える化」など、政策目的の実現性を評価する取組を検討する。〈関係省庁〉</p>	<p>事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどPDCAサイクルを活用した取組を行っている。</p> <p>「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施している。</p> <p>一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p> <p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	6 効率的・効果的な老朽化対策の推進 長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応する。				
	[自治体の体制強化]	管理者、担い手、地域にとってメリットを享受できる三方よしを実現するため、包括的民間委託・共同処理に係る適切な実施方法を検討する。《国土交通省》	包括的民間委託について、新たに検討会を設置し、検討を進める予定。	○包括的民間委託・共同処理をテーマにした勉強会等への参加自治体数：2020年度末までに20者	○包括的民間委託・共同処理を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[新技術の導入促進]	インフラメンテナンス国民会議等における現場検証試験・実装化等の支援、自治体に対する新技術紹介などにより、メンテナンス分野での新技術の導入を促進する。《国土交通省》	インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術を紹介し、新技術の社会実装を支援した。	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	
	[インフラメンテナンス国民会議]	インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図る等、先進・優良事例の横展開を図るとともに、10の地方フォーラムでの活動内容の充実を図る。また、会員の発意により取扱うテーマの拡大を図るなど、より会員のニーズを踏まえた会議内容の充実及び会議の自律的活動の実現を目指す。《国土交通省》	インフラメンテナンス大賞を受賞した事例のパネル展示など、国民会議のイベントを通じて、先進・優良事例の全国展開を図るとともに、全国10ブロックの地方フォーラムにおいて、行政会員である自治体のニーズを踏まえたテーマを設定したフォーラムを開催するなど、活動の促進を図った。また、地方フォーラムでは、会員のニーズの高い地方自治体への新技術の実装に関する支援に重点を置くとともに、各地域の特色を踏まえた独自の取組を行うことにより、国民会議の自律的活動に向けた取組を進めている。	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2020年末までに2,000者	○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2020年頃までに20%

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	7 インフラ維持管理・更新費見通しの公表 長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。				
	[総合管理計画]	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表を活用した中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の見通しの「見える化」を推進（改訂に当たっての留意点等に沿って改訂・公表した 団体分から順次実施）《総務省》	公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、インフラ維持管理・更新費の見通しも記載項目として設定の上、平成30年度末時点の状況を令和元年9月に公表済み。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[学校施設]	公表済（2012年度） 手引きや解説書を用いた講習会を通じて、地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援する。《文部科学省》	2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援。		
	[社会教育施設、文化施設]	「社会教育統計」等により、社会教育・文化施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	8月末に「社会教育統計」の中間報告を公表したところ。確報については、来年4月公表予定。		
[スポーツ施設]	「体育・スポーツ施設現況調査」により、スポーツ施設の設置数等を把握する。《文部科学省》	9月末に「体育・スポーツ施設現況調査」の中間報告を公表したところ。確報については、来年4月公表予定。			

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	[水道]	水道全体の効率化の効果を含めた維持管理・更新費の見通しを公表するとともに、アセットマネジメントの手引きを改定し、長寿命化等による効率化効果の算定方法を提示することで、地方公共団体による公表について支援する。《厚生労働省》	維持管理・更新費の見通しの公表に向けてデータ収集等の準備を進めている。また、アセットマネジメントの手引き資料の改訂を進めているところ。	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[福祉施設]	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	中長期的なインフラ維持管理・更新費用の見通し公表に向けた検討を実施している。		
	[医療施設]	効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《厚生労働省》	中長期的なインフラ維持管理・更新費用の見通し公表に向けた検討を実施している。		
	[農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設]	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向けた作業を実施する。《農林水産省》	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通し公表に向けた検討を実施している。		
	[道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設]	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、2018年11月30日に公表した。また、維持管理・更新費の見通しの標準的な算定方法を示し、地方公共団体による公表を支援する。《国土交通省》	昨年公表したインフラの維持管理・更新費の見通しについて、メンテナンス会議等により、地方公共団体に情報提供を行った。		
	[一般廃棄物処理施設]	長寿命化等による効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、LCCの考え方を提示し、地方自治体による公表を支援する。《環境省》	維持管理・更新費見通しについて、調査を実施し、今年度中をめどに公表を予定している。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	8 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が実効的な計画策定を支援する。				
	[全体計画]	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、長寿命化・統廃合・広域化等の今後の選択肢を判断するにあたってのベンチマークをガイドラインで示すなど、地方自治体へ支援を実施する。また、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行うとともに、集約化・複合化等による成果事例の収集・周知を行う。《関係省庁》 ※策定率の低い分野（2017年度末時点の策定率が30%未満）における具体的支援策は下記のとおり。	総合管理計画の見直し・充実、個別施設計画策定、計画の実行に向け、優良事例やガイドラインの横展開などの地方自治体への支援を実施するとともに、K P I第2階層に位置付けられた集約・再編、廃止等の状況のフォローアップを行った。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[学校施設]	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定に係る解説書を周知するとともに、公立学校施設整備費について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する。 《文部科学省》	2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。	○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	
	[社会教育・文化施設]	個別施設計画の策定状況を把握し、地方公共団体に策定を促すよう周知する。 《文部科学省》	地方公共団体の担当者が集まる会議やシンポジウムにおいて、個別施設計画の策定を促すために、既に策定した自治体の好事例を紹介するほか、策定内容のイメージを持っていただくための説明を行った。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔 スポーツ施設 〕	<p>スポーツ施設のストック適正化ガイドラインを周知するとともに、学校施設環境改善交付金（社会体育施設整備事業）について、個別施設計画の策定状況等を総合的に考慮し事業採択する。</p> <p>個別施設計画の策定状況や他の地方公共団体の参考となる集約化・複合化等の取組を把握しつつ、個別施設計画を策定中の地方公共団体を中心に必要な支援策を講ずる。《文部科学省》</p>	<p>「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえた個別施設計画策定において、施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けの講習会の開催等を行っている。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>
	〔 福祉施設 〕	<p>個別施設計画未策定の地方自治体に向け、計画策定のため、参考事例を周知する。《厚生労働省》</p>	<p>各自治体に計画策定を促すとともに、定期的に策定状況調査を実施している。また、参考事例について、現在複数自治体から周知に向けて収集中である。</p> <p>加えて、各施設類型ごとに施設の実態を把握したうえで、ガイドラインの策定を含めた対応を検討している。</p>		
	〔 医療施設 〕	<p>地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》</p>	<p>各自治体に計画策定を促すとともに、定期的に策定状況調査を実施している。また、設定に当たって専門性を要する記載事項（点検手法、点検周期等）の設定に苦慮していることを踏まえ、作成手順や計画のひな形を内容とするガイドラインを発出予定。</p>		
	〔 地すべり防止施設 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介。 ・特に進捗の遅い県に対して直接指導を行う。《農林水産省》 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画策定に対して農村地域防災減災事業で支援を行った。 ・未策定地区のある道府県に対し、2017年に作成した手引きを活用して効率的・効果的に計画を策定した事例を紹介した。 ・特に進捗の遅い県に対する直接指導などを通じて策定率が大きく向上した。 		
	〔 漁業集落環境施設 〕	<p>先進事例・優良事例の充実などによるガイドラインの改正等を行うとともに、個別施設計画未策定の地方自治体に対し、ガイドラインの説明会等を行う。《農林水産省》</p>	<p>ガイドラインについては、2019年度内に改正見込み。</p> <p>ガイドラインの説明会については、全国で計13回、約700人の地方自治体職員に対して実施した。</p>		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	9 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開 「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」について、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。				
	[総合管理計画]	<p>総合管理計画の主たる記載内容等の一覧表において、公営企業施設について全ての施設類型（上下水道、病院など）ごとに記載する、将来の人口の見通しや維持管理・更新・修繕等の経費の今後の推計、延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、有形固定資産減価償却率や毎年度の取組内容と併せて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表する、財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表する、など「見える化」を推進<総務省></p>	<p>公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、改革工程表に沿って記載項目を設定の上、平成30年度末時点の状況を令和元年9月に公表済み。 平成29年度決算分の財政状況資料集において、固定資産台帳の整備に合わせて得られるストック情報について公表（都道府県・指定都市の平成29年度決算分について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。市町村の平成29年度決算分については、令和元年末までに公表予定。）。</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>
	[学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設]	<p>・学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に関する地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催することにより、各自治体における長寿命化計画の策定を推進する。 ・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知する。 ・スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業を実施し、その成果等を公表する。<文部科学省></p>	<p>2019年3月に、学校施設の長寿命化計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介する事例集を作成・公表。また、学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等を用いて、計画の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催。各自治体における長寿命化計画に基づく施設整備の推進を促す。</p>		
[水道]	<p>個別施設計画について計画策定状況等を公表し、横展開を図るため、先進・優良事例をとりまとめる。<厚生労働省></p>	<p>地方公共団体ごとの個別施設計画の策定状況は、HPで公表済み。横展開に向け、参考となる事例を収集中である。</p>			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	〔福祉施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、参考事例を周知する。《厚生労働省》	都道府県ごとの個別施設計画については、策定対象施設数及び計画策定済み施設数を把握し、HPに公表している。加えて、市町村ごとの策定状況についても公表を検討している。また、参考事例について、現在複数自治体から周知に向けて収集中である。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
	〔医療施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の策定状況を公表する。また、先進・優良事例の横展開を行う。《厚生労働省》	都道府県ごとの個別施設計画については、策定対象施設数及び計画策定済み施設数を把握し、HPに公表している。加えて、市町村ごとの策定状況についても公表を検討している。また、参考事例の収集について、策定済みの自治体から参考事例の入手を進めている。		
	〔農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《農林水産省》	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容の公表について検討中。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集については、地方公共団体に周知するとともに、農林水産省HPで公表し、横展開を図った。		
	〔道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅〕	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《国土交通省》	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容の公表について、検討中。		

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共投資における効率化・重点化と担い手確保	[一般廃棄物処理施設]	地方自治体ごとの個別施設計画の主たる内容を記載した一覧表を公表する。また、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成し、横展開する。《環境省》	個別施設計画の策定メリット等について周知した事務連絡内において、主な記載事項を周知するとともに、今年度中をめどに主たる内容を記載した一覧表及び優良事例等をまとめた事例集を作成・公表予定。	○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100% ○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%	○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]
	[総合管理計画・個別施設計画の策定状況]	地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表を公表する。《内閣官房、関係省庁》	2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表（2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点）を公表。また、2019年9月に2019年4月1日時点（国土交通省分は2019年3月31日時点）の情報に更新し、公表。		

3-2 PPP/PFIの推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプランに基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。これらにより、2013年度～2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）21兆円を目指す。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
PPP/PFIの推進	10 PPP/PFI推進アクションプランの推進 「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。 〔 PPP/PFI推進アクションプラン 〕	施策の進捗状況（導入件数・事業規模）や導入により見込まれる歳出削減効果等についてフォローアップ（集計・公表）を行うとともに、アクションプラン前期5年のレビューの結果等を踏まえ、更なる推進に向けたアクションプラン改定を行う。《内閣府、関係省庁》	2019年2月にアクションプラン前期5年のレビューを公表。レビューの結果を踏まえ、アクションプラン(令和元年改定版)は6月21日に改定済。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 水道 〕	新たな許可制度の運用について官民連携推進協議会等の場において周知するなど、改正水道法の趣旨を踏まえた取組を推進する。《厚生労働省》	これまで官民連携推進協議会を2回（神奈川県、大阪府）、地域懇談会を5回（東京都、愛知県、宮城県、福岡県、兵庫県）開催し、改正水道法に基づく新たな許可制度の運用について周知した。今後、本年度中に官民連携推進協議会を2回（福岡県、長野県）実施する予定。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体	
	〔 下水道 〕	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件について、フォローアップを続け、実施方針の策定完了を目指す。《国土交通省》	PPP/PFI推進アクションプランの数値目標である6件の達成に向けて、関係する地方公共団体に対する技術的助言等の案件形成支援を行い、引き続き実施方針の策定完了を目指して取り組んでいるところ。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
P P P / P F I の 推 進	〔 空港 〕	北海道における7空港でのコンセッションの導入について、イコールフットイングの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。《国土交通省》	北海道における7空港については、本年7月に優先交渉権者を選定し、当該優先交渉権者が設立したSPCとの間で本年10月に実施契約を締結したところ。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	〔 交付金事業・補助金事業 〕	公営住宅、下水道、都市公園について、交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用を行うとともに、その他の事業についても、優先規程の検討を行う。《関係省庁》	PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、公営住宅、下水道、都市公園に加えて、2019年度から廃棄物処理施設、浄化槽を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年度改訂版）に基づき、集落排水事業についてPPP/PFI導入検討の要件化に向けた検討を行っている。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	
11	優先的検討規程の策定・運用 地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援を行う。	優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定、③地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。《内閣府、総務省、関係省庁》	①策定済みの団体に対して、アンケート調査により、運用状況について照会を実施した。 ②個別訪問、電話、プラットフォーム等を通じて人口20万人以上の未策定団体に対して策定の再要請及び検討状況のヒアリング、課題解消に向けた助言支援等を実施した。 ③個別訪問、電話、プラットフォーム等を通じて人口20万人未満の未策定団体に対して策定の働きかけ、助言支援等を実施した。	○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2019年度末までに47団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
PPP／PFIの推進 PPP／PFIの推進	12 PPP／PFI推進のための地方公共団体への支援 地方公共団体等がPPP／PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。	具体的なPPP／PFI案件形成を促進するため、地域PFの全国への普及を促進する。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域PFへの参画を促す。あわせて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会の創出等を更に推進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》	2019年度には、新たに5地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参加するPF形成を支援し、地域PFの全国への普及を促進した。また、従来の取組に加え、2019年度に創設した地域プラットフォーム協定制度により21地域プラットフォームと5月に協定を締結した。あわせて、地方公共団体に対する専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成等の取組を強化した。市町村長のインシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換会を開催した。官民対話（サウンディング）の場の創出については、その取組を更に進めるとともに、サウンディングの留意点を地方公共団体あての説明会や手引き等により周知した。	○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP／PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数：2018年度～2020年度に200団体 ○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数：2018年度～2020年度に600団体	○コンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP／PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ
	{ ワンストップ窓口 }	改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により、地方公共団体への相談支援体制を強化する。《内閣府、関係省庁》	地方公共団体からのPPP／PFIに関する質問・相談に対し、適切に回答・情報提供をしており、講演や説明会等において、改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度の継続的な周知を行っている。また、PFI推進機構より地方公共団体、地域金融機関、事業者等へのアドバイスやノウハウ提供等を行っている。		
	{ 人口20万人未満の地方公共団体への対応 }	市町村長への直接的な働きかけ等を行うとともに、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、導入可能性調査の簡素化等を含めた柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する。《内閣府、関係省庁》	専門家派遣・地域プラットフォーム等を通じて、地方公共団体がPPP／PFIを検討するにあたっての課題解消に向けた助言支援等を実施した。また、PPP／PFIの実施主体の裾野拡大を図るため、導入可能性調査を地方公共団体職員自らが簡易的に行うことが可能なマニュアルを公共施設の空調整備事業等を例に作成し、地方公共団体に対して周知を行った。		
	{ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ }	キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対するPPP／PFIを導入している海外事例の調査を行う。《内閣府、関係省庁》	2019年10月から11月にかけて、英・米・仏の各国の事例を現地調査を実施した。2020年2月頃に報告書を取りまとめる予定。		

3-3 人口減少時代に対応したまちづくり

人口減少時代に対応したまちづくりを促進するため、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進めるとともに、所有者不明土地対策等を推進する。これらにより、市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2020年までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	13 スマートシティの推進 人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。 [スマートシティ]	デジタル・トランスフォーメーションやICT等の新技術を活用して都市・地域の課題解決と全体最適化を図るスマートシティを推進するため、都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステム等を実装するモデル事業を、関係機関、自治体、民間事業者と連携して実施する。《国土交通省》	スマートシティモデル事業を令和元年5月に選定し、プロジェクトの実施に関する財政支援やノウハウ支援を行っているほか、横展開に向けた体制づくりのため、関係府省との連携により官民連携プラットフォームを設立した。	—	—
	[データプラットフォーム【再掲】(⇒2)]	社会資本に関する様々な情報について、自治体や民間事業者等とのデータ連携を推進し、社会資本情報プラットフォームのデータの充実を図る。また、測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぎ、得られたデータを位置情報で紐付け、一元的に管理するデータ基盤として、インフラ・データプラットフォームの構築・分析の試行を実施する。《国土交通省》【再掲】(⇒2)	国土交通データプラットフォーム(仮称)整備計画を令和元年5月30日に公表。同一の地図上に、構造物や地盤情報等を表示するプラットフォームのプロトタイプ版を構築中。【再掲】(⇒2)	○インフラ・データプラットフォーム：2019年度までに構築・分析の試行を実施 ※2019年度の改革工程表において、データのカバー率や連携の広さを示すKPIを設定する。【再掲】(⇒2)	○インフラ・データプラットフォームの活用累積件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 【再掲】(⇒2)

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
14 立地適正化計画の作成・実施の促進 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。 [計画に対する予算措置等による支援] [支援施策の充実]	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等により市町村の計画作成を支援する。 ・さらに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。 ・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。 <p>・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、まちのマネジメントの広域化・自治体間連携など、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。 <p>2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、前年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置等により市町村の計画作成支援を行った。 ・現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを昨年度に引き続き、継続的に実施することで計画の質を不断に向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を一体的に策定するよう相互に働きかけを行った。 ・計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組の支援を行った。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供した。 <p>・市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。 <p>2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、前年度に行った個別の働きかけを踏まえ、積極的に相談に応じるなど、個々の自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施した。</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p> <p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	

人口減少時代に対応したまちづくり

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	〔モデル都市の形成・横展開〕	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携やスポンジ化対策等の重点テーマに応じた、モデル都市第3弾を選定し、横展開を図った。また、これまでのモデル都市を重点テーマ別に分類し、市町村が参照しやすいよう整理を行った。 ・過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、支援施策の要件の見直しを行った。 ・国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況、計画の実例、評価指標等をわかりやすく情報提供を行った。 	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2020年末までに300市町村</p>	<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2020年までに評価対象都市の2/3</p>
	〔都市計画に関するデータの利用環境の充実〕	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に作成するオープンデータ化のガイドラインについて周知を図るなど、都市計画基礎調査情報の利用・提供を促進。 ・都市に関する情報を市町村ごとにカルテ形式でまとめた「都市モニタリングシート」について都市間比較等における活用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年3月に策定した都市計画基礎調査の利用・提供ガイドライン等を用いて、都市計画基礎調査の利活用環境充実のため、全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会を実施中。 ・厚生労働省との連携により、全国的に整備が可能な項目の集録追加を実施し、指標数の拡大により利用者が詳細な分析をできるよう都市モニタリングシートの改良を実施した。 		
	〔効果的な評価指標の啓発〕	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面、経済財政面などのコンパクトシティ化による多様な効用を明らかにする指標の活用を推進する。 	<p>各種の都市計画に関する会議の場や立地適正化計画に取り組む自治体に対する個別のコンサルティングを通じて「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行者量（歩数）調査のガイドライン」及び「まちの活性化を測る歩行者量調査のガイドライン」について紹介・説明し、立地適正化計画に係る効果的な評価指標の啓発を図った。</p>		
〔スマート・プランニングの推進〕	<ul style="list-style-type: none"> ・人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。 ・土木学会のもとに設置された「スマート・プランニング研究小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体都市での検証を通じて、多様な施策の評価の検証を行った。 ・セミナーや勉強会を開催し、自治体やコンサルタント等への分析手法の普及を図った。 			
		<p>≪国土交通省≫ ≪コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）≫</p>			

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	15 地域公共交通網形成計画の作成・実施の促進 立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。	運輸局等による地域公共交通網形成計画策定の進め方や地方公共団体の事例を紹介する講習会を開催するなど、必要な支援策を講じる。《国土交通省》	地方運輸局等により、地域公共交通に関する研修を実施するほか、地域公共交通網形成計画等の策定に対する予算・人材・ノウハウ面の支援を実施している。あわせて、幹線バス交通、コミュニティバス、デマンドタクシー等の生活交通の確保・維持等への支援を実施している。その結果、地域公共交通網形成計画は2019年10月末時点で537件が策定済みとなっている。 さらに、今後見込まれる人口減少の本格化や、高齢者運転の問題や運転者不足の深刻化など、地域の足をめぐる環境はますます厳しくなっているため、地域公共交通活性化再生法等の法律の枠組みも含め、各種制度の強化を進めていく必要があると考えており、交通政策審議会を開催して、これらの課題について具体的な検討を進めているところ。	○地域公共交通網形成計画の策定件数：2020年度末までに500件	○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】 ※地域交通フォローアップ・イノベーション検討会の結論を踏まえ適宜修正
	16 都市計画道路の見直し 都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。	2017年度及び2018年度に策定した「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》	2019年4月の「全国都市計画主管課長会議」等の、全国の地方自治体の担当者が集まる会議において、「手引き」の周知等の横展開を行った。	○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%	○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
17 既存ストックの有効活用 空き家・空き地の流通・利活用に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。 [先進的取組や活用・除却への支援]	空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う不動産団体への支援及び優良事例の横展開を実施する。 ≪国土交通省≫ 空き地モデル調査を実施する。 ≪国土交通省≫ 不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業に関する制度的対応及びモデル事業等による活用促進を行う。 ≪国土交通省≫ 地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を実施する。 ≪国土交通省≫ 地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を実施する。 ≪国土交通省≫ 市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を実施する。 ≪国土交通省≫	空き家等の流通促進のための不動産団体等の支援について、2019年6月にモデル事業者を公募し、2019年7月に20団体を採択。優良事例の横展開は、2019年10月以降に全国7箇所ですべての取組についての事業報告会を開催予定。 NPOや市町村等の団体計7団体（2019年6月に5団体、8月に2団体）を支援対象団体として採択し、モデル調査を実施している。2019年度内に空き地の活用方策について普及を図る予定。 クラウドファンディングを行う不動産特定共同事業者に係る業務管理体制や情報開示項目について記載したガイドラインを、2019年4月に適用した。小規模不動産特定共同事業に係るモデル事業の対象者について、2019年9月に2件、10月に1件選定した。小規模不動産特定共同事業に係る実務講習について、2019年5月に講習実施法人の指定を行った。現在指定法人が講習の受講者を募集しており、11月から3月にかけて講習を実施する予定。 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却に対する支援を行った。 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う地域活性化に資する空き家の活用に対する支援等を行った。 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う先進的な空き家対策の取組に対する支援を行った。	○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2017年から2022年までの間に約500億円 ○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割	

人口減少時代に対応したまちづくり

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	〔 先進的取組や活用・除却への支援 〕 〔 情報の充実等 〕 〔 未利用資産等の活用促進 〕	2018年7月に施行した改正都市再生特別措置法等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《国土交通省》	昨年度に引き続き、各種制度について、市町村に対する立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。	○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件	○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる ○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円 ○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕
		宅建業者が地図上でハザード情報等を一元的に確認できる不動産総合データベースの本格運用を開始するとともに、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実の検討を行う。 《国土交通省》	不動産総合データベースの構築・運用に向けた調査・調整を引き続き行うとともに、2019年9月に有識者による研究会を開催し、官民データを活用した賃料等の不動産情報基盤の充実に向けて議論を行った。	○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2020年度に125,000件	
		消費者の建物状況調査（インスペクション）に関する理解が十分進むよう、国が専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことを通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。 《国土交通省》	宅地建物取引業者により建物状況調査を促すための改正宅地建物取引業法や、消費者が安心して既存住宅を購入できるようにする「安心R住宅」の周知・普及を推進。	○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%	
		国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。《財務省》 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付けた上で、売払い又は定期借地権による貸付けを行い、利用要望がない場合は一般競争入札により処分している。平成30年度末の固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。先進的な取組事例の把握のため、各地方公共団体に対して調査を実施しており、その結果を取りまとめた上で横展開を行っていく予定（年度末まで）。	○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%	

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
人口減少時代に対応したまちづくり	〔 未利用資産等の活用促進 〕	<p>総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>固定資産台帳のデータへのリンク集について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については、基本方針の策定状況等について各地方公共団体に対して調査を実施しており、調査結果を踏まえてリンク集を作成予定（年度末まで）。</p> <p>平成29年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表（都道府県・指定都市の平成29年度決算分について、令和元年8月に総務省ホームページにて公表済み。市町村の平成29年度決算分については、令和元年末までに公表予定。）。</p> <p>公的不動産活用推進について、「公的不動産活用推進に関する関係省庁連絡会議」を本年6月に開催し、各省の取組状況の共有を行い、公的不動産の活用推進に向け、各省が取り組むべき事項について議論を行った。</p> <p>また、地方自治体におけるPRE戦略の普及のため、国、地方自治体の職員等を対象とした研修を本年7月に実施するとともに、地方自治体や民間事業者等を対象として、地方における不動産特定共同事業法など証券化手法の活用促進に向けたセミナーを今年度5箇所（11月末時点の予定）で開催予定であるなど、今後も周知を図っていく。</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

	「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
人口減少時代に対応したまちづくり	<p>地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</p>	<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務局で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う。 《財務省、総務省》</p>	<p>既存ストックの有効活用に向け、全市町村等と財務省財務局・財務事務局間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定に向けた検討を行っている。</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし、公表する予定としている。有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえ検討を行っている。</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
<p>18 所有者不明土地の有効活用</p> <p>所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。</p> <p>〔 相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等 〕</p> <p>〔 長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消 〕</p> <p>〔 遺言書保管制度の円滑な導入 〕</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討するとともに、2018年1月に策定した「所有者不明私道への対応ガイドライン」について周知・広報する。《法務省》</p> <p>長期相続登記等未了土地の解消を図る。また、変則的な登記がされている土地の解消を図るため、2019年通常国会へ法案を提出し、法案成立後、解消方策の実施を開始する。《法務省》</p> <p>法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討・制定を行う。《法務省》</p>	<p>相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握するための仕組み、土地を手放すための仕組み等について、2019年2月に公表された「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究報告書」を踏まえ、同月、法務大臣から法制審議会民法・不動産登記法部会に諮問を行い、調査審議が進められているところであり、2020年末までに必要な制度改正を実現する見込み。</p> <p>「所有者不明私道への対応ガイドライン」について法務省HP等で周知・広報を行っている。</p> <p>現在、長期相続登記等未了土地の解消作業を約70,000筆の土地について実施している。変則的な登記がされている土地の解消を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が2019年通常国会で成立した。2019年度末までに変則的な登記がされている土地(表題部所有者不明土地)7,700筆について解消作業を開始する。</p> <p>引き続き、法務局における遺言書の保管等に関する法律関係の政省令の検討を行っており、2019年度内に公布見込みである。</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>

人口減少時代に対応したまちづくり

「新経済・財政再生計画」等における取組事項	実施年度		K P I		
	2019年度		第1階層	第2階層	
	具体的取組	進捗状況			
人口減少時代に 対応したまちづくり	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（2019年6月1日完全施行）の円滑な施行に向け、ガイドラインの整備等を行う。また、土地の管理や利用に関して関係者に求められる役割や、その担保方策に関して、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえて検討する。《国土交通省》	「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な施行に向け、地域福利増進事業ガイドラインの整備等を行った。また、国土審議会のとりまとめを踏まえ、法改正に向けた作業を進めており、2020年に土地基本法等の見直しを行う。あわせて、人口減少社会に対応した新たな総合的土地政策の策定に向けた検討を行っている。	○所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）	○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件
	所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置	所有者不明土地を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、2018年度中に提示予定の具体的方向性を踏まえ、2020年度から始まる第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向けた国土調査法等の見直しを行う。《国土交通省》	国土審議会「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の報告書（令和元年6月28日公表）で示された方向性に従い、令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向け、次期通常国会における国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正を目指して検討を行っている。		
	所有者不明農地・森林に関する新たなスキーム等	所有者不明農地等について、共有農地の管理者の判断で農地中間管理機構に利用権を設定できる制度の運用を本格化するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（改正農業経営基盤強化促進法は2018年11月16日施行）《農林水産省》	法施行後、全国46都府県において説明会を開催し、制度の周知を図った。	○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】	○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割
		所有者不明の森林について、より簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できる制度の運用を開始するとともに、説明会等により、制度の周知を図る。（森林経営管理法は2019年4月1日施行）《農林水産省》	本年4月からの半年間で、都道府県単位の市町村職員向けの説明会等を63回開催し、森林経営管理法が円滑に運用されるよう取り組んだ。	○新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2019年度までに5割	○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割
		林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により重点課題として支援する。《農林水産省》	所有者や境界の情報を整理した林地台帳を整備し、2019年4月より、運用を開始。集積・集約化を進める森林組合や林業事業者に対して情報提供が可能となった。 林地台帳を活用し、本年4月に施行された森林経営管理法に基づき、市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に、森林所有者の今後の森林の管理に関する意向調査等を開始。		

4. 地方行財政改革・分野横断的な取組

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円） （2019（2018）年度地方財政計画）</p> <p>⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3） （2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1） （2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11） （2018年度（2017年度））</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務 ⇒18業務（18業務） （2019（2018）年度）</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円） （2018（2017）年度）</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ⇒404（335）（2018（2017）年度） 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 ⇒227（214）（2018（2017）年度） （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 ⇒484（421）（2018（2017）年度） （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 ⇒107（69）（2019年10月時点（2018年度）） モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 ⇒4（1）（2019年10月時点（2018年度））</p> <p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ⇒57.4%（47.9%） （2018（2017）年度） ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】 ⇒982（938）（2018（2017）年度）</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>【再掲】（⇒22）</p> <p>2. 公営企業の抜本的な改革等の推進</p>

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p> <p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向）） ⇒収支：1兆2,600億円（9,028億円） 繰出金：2.9兆円（2.9兆円）（2018（2017）年度）</p>	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※ 2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定 ⇒下水道：60.0%（45.4%） 簡易水道：70.9%（64.6%）（2019（2018）年度）</p> <p>○水道 広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】 ⇒545（324）（2018（2017）年度） ○下水道 広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】 ⇒219（138）（2018（2017）年度）</p> <p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】 ⇒・再編・ネットワーク化 策定91（91）、実施42（36） ・地方独立行政法人 策定15（15）、実施12（9） ・指定管理 策定9（9）、実施9（7）（2018（2017）年度）</p>	<p>3. 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進</p> <p>4. 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進</p> <p>5. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円） （2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3） （2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1） （2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1） （2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11） （2018年度（2017年度））</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証） ⇒補助金：2,891億円（2,792億円） 損失補償、債務保証：3.0兆円（3.2兆円） （2017（2016）年度）</p> <p>—</p> <p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数 ⇒855（645）（2018（2017）年度）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定・公表率【2018年度までに100%】 ⇒76.4%（2018年度）</p> <p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化 ⇒基盤強化期間中により分かりやすくなるよう工夫した上で見える化を実施予定</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」 ⇒試行調査を実施・結果を公表（2017年度決算分）</p> <p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数 ⇒全団体（2017年度）</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【増加、進捗検証】 ⇒1,588団体（2016年度決算分）</p>	<p>6. 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進</p> <p>7. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p> <p>8. 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握</p> <p>9. 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p> <p>10. 統一的な基準による地方公会計</p>

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画） ⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数 ⇒年度末までに把握予定</p> <p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】 ⇒70%（2018年度）</p> <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】 ⇒2020年度実施予定の調査で2018、2019年度の分析事例を収集予定。</p> <p>—</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数 ⇒住民一人当たり行政コスト：全地方公共団体（全地方公共団体）（2017（2016）年度決算分）、ストック情報の「見える化」：34都道府県19指定都市884市区町村（8都道府県11指定都市342市区町村）（2017（2016）年度決算分）、予算・決算の対比：全都道府県・全指定都市（全都道府県・全指定都市）（2017（2016）年度決算分）、基準財政需要額等の内訳等の公開：総務省において公表済（2019年度）</p> <p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】 ⇒88%（83%）（2018（2017）年度）</p> <p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数（IPアドレス） 【増加】⇒283件（283件） ・月平均データダウンロード回数 【増加】⇒323回（427回）（2018（2017）年度） ※このほか、分析ツールの配布63件（2019年10月時点）</p> <p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】 ⇒国土交通省所管施設、学校施設が公表済（2019年度）</p>	<p>1 1. 地方財政の全面的な「見える化」</p> <p>1 2. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化</p> <p>1 3. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>1 4. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向） ⇒臨時財政対策債の発行額：3.3兆円（4.0兆円）（2019（2018）年度地方財政計画）</p> <p>⇒実質赤字比率：赤字団体数1（3）（2018年度（2017年度）） 連結実質赤字比率：赤字団体数0（1）（2018年度（2017年度）） 実質公債費比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 将来負担比率：早期健全化基準以上団体数1（1）（2018年度（2017年度）） 資金不足比率：経営健全化基準以上の会計数7（11）（2018年度（2017年度））</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証） ⇒各圏域において、圏域の特性を踏まえ設定されている成果指標（K P I）について、定期的なフォローアップ調査を実施。</p> <p>—</p> <p>○法定外税や超過課税による税金 ⇒超過課税：6,310億円（6,515億円） 法定外税：562億円（517億円）（2017（2016）年度）</p> <p>○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小） ⇒2.3（2.3）（2017（2016）年度）</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】 ⇒連携中枢都市圏32（31）、定住自立圏124（123）（2019年10月1日現在（2018年度））</p> <p>—</p> <p>○法定外税や超過課税の導入団体及び件数 ⇒超過課税：1,081団体（1,082団体）、1,715件（1,717件）（2018（2017）年度） 法定外税：53団体（51団体）、62件（60件）（2019（2018）年度）</p> <p>—</p>	<p>15. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p> <p>16. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討</p> <p>17. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>18. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等） ⇒KPI毎に進捗</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ⇒人口増減率：-0.3%（-0.3%）（2018（2017）年度）、年少者人口比率：12.5%（12.6%）（2018（2017）年度）、若年者就業率：55.1%（2015年度）、女性就業率：65.9%（2015年度）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度） ⇒地方税収入額：39.9兆円（39.4兆円） 地方債依存度：10.5%（10.2%）（2017（2016）年度）</p> <p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】 ⇒第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に合わせて、定量的なKPIを設定</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】 ⇒33.3%（27.7%）（2019（2018）年度）</p> <p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】 ⇒4,787（4,177）（2018（2017）年度）</p>	<p>19. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>20. 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 2. 個性と活力ある地域経済の再生

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 個性と活力ある地域経済の再生</p> <p>【指標】 ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種K P I（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等） ⇒K P I 毎に進捗</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 （事前に設定したK P I を達成した事業数／交付金対象事業数） ⇒81.0%（84.3%） （2017（2016）年度実施事業）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等） ⇒1,522億円（686億円） （2017（2016）年度実施事業）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P I の設定 （K P I を設定した事業数／交付金対象事業数） ⇒全事業（全事業） （2019（2018）年度採択事業）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数 （「先駆タイプ」で採択された事業数） ⇒388事業（18事業） （2019（2018）年度採択事業）</p>	<p>2 1. 地方創生推進交付金の効果向上</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用を拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務 ⇒18業務（18業務） （2019（2018）年度）</p> <p>○歳出効率化の成果 ※ どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか ⇒団体毎に取組状況等を把握し、公表済</p> <p>○A I ・ R P A の活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表 ⇒団体毎に効果等を把握し、公表済</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング 【208⇒416以上】 ⇒404（335）（2018（2017）年度） 総合窓口の導入 【185⇒370以上】 ⇒227（214）（2018（2017）年度） （2）庶務業務の集約化 【143⇒471以上】 ⇒484（421）（2018（2017）年度） （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 ⇒107（69）（2019年10月時点（2018年度）） モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 ⇒4（1）（2019年10月時点（2018年度））</p> <p>○A I ・ R P A などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】 ⇒169（79）（2018（2017）年度）</p>	<p>2 2. 先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化</p> <p>これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>2 3. I C T や A I 等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 ⇒市区町村の情報システム経費：4,786億円（2017年度） ○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握 ⇒団体毎に効果等を把握済</p> <p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】 ⇒344（272）（2018（2017）年度）</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】 ⇒37%（26%）（2019年9月17日現在（2018年度））</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討 ⇒外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】 ⇒市区町村の情報システム経費：4,786億円（2017年度） ○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※ 全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握 ⇒団体毎に効果等を把握済</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】 ⇒1,067（950）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】 ⇒407（357）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体CIO育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度2回（10日間）、70名】 ⇒2回（10日間）、73名（2回（10日間）、69名）（2019（2018）年度）</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】 ⇒554団体（2019年11月20日現在）</p> <p>○外部人材任用の方針決定後に検討 ⇒外部人材任用の方針決定後に検討</p> <p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】 ⇒1,067（950）（2018（2017）年度）</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】 ⇒407（357）（2018（2017）年度）</p>	<p>24. 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成</p> <p>25. 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用を拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減 ⇒（参考）重点分野における事業者の行政手続コスト（2017年度） 3億2162万時間</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進 ⇒43件（2018年度）</p> <p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数 ⇒既に省略可能：65、今後省略を実施予定：225、登記事項証明書（商業法人）に関するデータが入手できれば省略可能：1,693（2018年度） ○各種添付書類の省略が可能な手続数 ⇒既に省略可能：316、今後省略を実施予定：377、当該添付書類に関するデータが入手できれば省略可能：9,977（2018年度）</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】 ⇒全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※ 営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 ⇒（参考）重点分野における事業者の行政手続コスト（2017年度） 3億2162万時間</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ ⇒43件（2018年度）</p> <p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数 ⇒12,592（2018年度）</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】 ⇒22（4）（2018（2017）年度）</p>	<p>26. 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化</p>

地方行財政改革・分野横断的な取組 3. 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現</p> <p>【指標】 ○マイナンバー制度の推進による国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現 ⇒戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。 ○業務改革による国民の利便性の向上、行政の効率化 ⇒デジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進 ⇒2019年通常国会において社会保障分野の事務で戸籍関係情報の情報連携の対象への追加等に関する関連法が成立</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負担軽減 ⇒実施団体数：602（500）、実施団体の人口9,467万人（8,473万人）（2018（2017）年度）</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進 ⇒これらの理念を盛り込んだデジタル手続法が成立。 ○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】 ⇒4件（3件）（2018（2017）年度）</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】 ⇒1,200（853）（2018（2017）年度） ○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】 ⇒637万件（2018年度）</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】 ⇒実施団体数：602（500）、実施団体の人口9,467万人（8,473万人）（2018（2017）年度）</p> <p>○子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】 ⇒【取扱機関数】 ・サービス検索：1,551（1,545）団体 ・電子申請：909（883）団体 【ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数】 ・電子申請可能な手続数：8,881（8,660）手続数 （2018（2017）年度）</p>	<p>27. マイナンバー制度の利活用の促進等</p>

4-1 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤の構築を進めるため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や補助金の自由度を高める取組等を進める一方、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。また、見える化、先進・優良事例の横展開に取り組む。

	取組事項	実施年度		K P I				
		2019年度		第1階層	第2階層			
1	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映【再掲】（⇒22）</p> <p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及・団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	⇒ 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し、横展開を図った。	⇒ 以下のとおり対応した。	⇒ 業務改革モデルプロジェクトにおいて取り組んだ窓口業務改革等については、BPRによる歳出効率化効果等を、団体の人口規模と併せて公表した。	⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。	⇒ 上記の行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p>	<p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

持続可能な地方行財政基盤の構築

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築		<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p>	<p>○標準委託仕様書等の全国展開（本年度の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40自治体に対し標準委託仕様書等の説明を実施（進捗状況） ・標準委託仕様書等を参考にする自治体数 69自治体⇒107自治体（令和元年10月時点） ・標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 1自治体⇒4自治体（令和元年10月時点） <p>○標準委託仕様書等の取組の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2業務の手順書を作成中（令和元年度末予定） <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表を行った。また、同調査でとりまとめた行革の取組事例において、窓口業務のアウトソーシングに関する事例を掲載し、ノウハウ等の横展開を図った。</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数</p> <p>モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進 (ホームページに公表)</p> <p>《総務省》</p>	<p>⇒2019年度においては2016年度に導入した16業務のうち2業務及び2017年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。</p> <p>⇒窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしており、2019年度においては導入しないこととした。</p> <p>⇒上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に段階的に反映。2019年度は段階的反映の4年目。</p> <p>⇒トップランナー方式の取組内容について、2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み。</p>		<p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持 続 可 能 な 地 方 行 財 政 基 盤 の 構 築	2 公営企業の抜本的な改革等の推進 公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。	経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加え更なる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進 《総務省》	⇒経営戦略の策定・改定を一層推進するため、2019年3月に「経営戦略策定・改定ガイドライン」を改訂するとともに、「経営戦略策定・改定マニュアル」を新たに策定し、活用を促している。 抜本的な改革の推進のため、改革の2018年度の具体的な取組状況を公表する（2019年10月）とともに、先進・優良事例集に新たな事例を追加し、公表した（2019年3月）。また、外部人材を活用するアドバイザー制度など人的支援の充実を図った。 ⇒2017年度決算に基づき、8分野の経営比較分析表を引き続き策定・公表する（2019年2月）とともに、新たに1分野の経営比較分析表の策定・公表（2019年度中）に向け検討中。	○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】 ○収支赤字事業数 【2017年度決算（938事業）より減少】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	3 下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進 下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。	2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進 2018年以内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進 （重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について検討） 《総務省》	⇒重点事業のうち簡易水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び流域下水道事業）について、2019年度までに公営企業会計を適用見込みの都道府県及び人口3万人以上の市区町村の割合は、95%を超えている（2019年4月1日時点）。 ⇒2019年1月に公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップを示し、人口3万人未満の団体を含め、2023年度までの取組を要請した。 特に小規模団体の取組が円滑に進むよう、以下の取組を実施している。 ・公営企業会計適用に関するマニュアルを改訂し（2019年3月）、作業手順を明確化するとともに、先行事例や質疑応答集等を追加・拡充 ・特に小規模な団体に対し、専門的知見を有するアドバイザーを集中的に派遣することでモデル的に支援（全国3グループ） ・公営企業会計適用に要する経費や都道府県による市町村への支援に要する経費に対する地方財政措置	○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】 ※2018年以内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
4 持続可能な地方財政基盤の構築	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。	【水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進 都道府県を中心とした広域化の取組の推進 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進	⇒総務省において、「水道財政のあり方に関する研究会報告書」（2018年12月）を踏まえ、2019年度より広域化を行う場合の地方財政措置を拡充した。 ⇒改正水道法の施行(2019年10月)に伴い、「水道の基盤を強化するための基本的な方針」(厚生労働省告示)を公布し、各都道府県が作成する水道基盤強化計画のベースとなる「水道基盤強化計画」作成の手引き」等を同月公表した。 ⇒総務省及び厚生労働省の連名で、都道府県に対し、「水道広域化推進プラン」を2022年度までに策定するよう要請した(2019年1月)。策定を支援するため、マニュアルを策定し、周知したほか、都道府県の調整等に要する経費への地方財政措置を講じている。 ⇒広域化やPPP/PFI等の経営改革の先進・優良事例について、総務省HPに掲載している事例集(検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等を具体的に記載)に新たな事例を追加し、周知した(2019年3月)。	○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(収支(改善の方向)、繰出金(抑制の方向))

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築		<p>【下水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進し、本計画に基づく広域化の取組を推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>≪総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省≫</p>	<p>⇒総務省において、「下水道財政のあり方に関する研究会中間報告書」（2018年12月）を踏まえ、2019年度より広域化・共同化を行う場合の地方財政措置を拡充した。</p> <p>⇒改正下水道法に基づく協議会が全国で5つ設置され、広域連携に向けた検討が進められている。</p> <p>⇒総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省の連名で、都道府県に対し、2022年度までの策定を要請（2018年1月）した「広域化・共同化計画」の策定を推進するため、マニュアルを策定し、周知したほか、計画策定に対する補助や都道府県の調整等に要する経費への地方財政措置を講じている。</p> <p>⇒広域化や多様なPPP/PFI等の先進・優良事例について、検討のきっかけ、取組のプロセス、改革の効果額を含めて、総務省・国土交通省のウェブサイトでも周知するとともに、関連するガイドラインの公表等を行った（2019年3月）。</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	5 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進・ 公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。	新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進 経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに、各取組の成果を検証 《総務省》	⇒新公立病院改革プランに基づき、2018年度に新たに19病院（延べ数）が再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を実施している（これまでの累計延べ81病院）。 ⇒経営改革の取組や成果を把握し、先進的な取組を総務省HPに掲載し、周知している。	○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数 【増加、進捗検証】	○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））
	6 第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進 第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。	財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方公共団体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進 《総務省》	⇒2018年度末時点における経営健全化のための方針の策定状況を調査し、2019年7月に公表した（方針の策定率76.4%）。未策定の団体に対して速やかな策定を要請するとともに、策定済みの団体に対しては、経営健全化方針に基づく取組を着実に実施し、取組状況を公表するよう要請した。	○経営健全化のための方針の策定・公表率 【2018年度までに100%】	○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）
	7 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化 地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。	地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、よりわかりやすく見えるよう工夫した上で見える化に取り組む 《総務省》	⇒基盤強化期間中によりわかりやすくなるよう工夫した上で見える化を実施予定	○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化	—

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行財政基盤の構築	8 地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握	地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。	地方単独事業（ソフト）について、2018年度の委託調査の結果や検討会における議論を踏まえ、法令との関係を含めて「見える化」を推進 《総務省》	⇒ ○ 2017年度決算に関して、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化するため、試行調査を実施・公表（2018年度末） ○ 2017年度決算分に引き続き、2018年度の試行調査の結果や検討会における議論の結果を踏まえ、2018年度決算に係る試行調査を発出済み	○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」	○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。	2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す 《総務省》	⇒ ○ 2017年度決算に関して、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表・一覧化（2018年度末） ○ 2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の見える化を年度末までに実施予定	○統一的な様式で公表した地方公共団体数	○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数
	10 統一的な基準による地方公会計	統一的な基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表する方策等を検討し、「見える化」を推進するとともに、資産管理向上に活用している取組事例の共有に取り組む（特に、基金の現状、固定資産台帳や公営企業・第三セクター等への出資明細等の整備など、比較可能な形で、情報公開の徹底・拡充を促進） 《総務省》	⇒ ○ 2016年度決算に関して、統一的な基準による地方公会計について、各地方公共団体が作成した財務書類の情報を取りまとめ、経年・団体間比較が可能な形で分析・公表（2018年度末） ○ 2016年度決算分に引き続き、統一的な基準による地方公会計の情報について、2017年度決算分の見える化を年度末までに実施予定	○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数 【増加、進捗検証】	○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
持続可能な地方財政基盤の構築	11 地方財政の全面的な「見える化」	<p>住民一人当たり行政コストを公表し、決算情報の「見える化」を推進</p> <p>ストック情報を全面的に「見える化」</p> <p>e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施</p> <p>予算・決算の対比について、引き続き総務省において一覧性ある形で公表することにより、「見える化」を推進 政令指定都市以外の市について、公表手法を検討し、「見える化」に取り組む</p> <p>基準財政需要額の内訳等を公開して経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進 《総務省》</p>	<p>⇒住民一人当たり行政コストについて、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の見える化を年度末までに実施予定</p> <p>⇒ストック情報の「見える化」については、2016年度決算分に引き続き、2017年度決算分の「見える化」を今年度実施（都道府県、指定都市分はすでに実施済み、市町村分は年内に公表予定）</p> <p>⇒決算情報の登録について、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の確認後速やかに決算情報を登録するとともに、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討</p> <p>⇒予算・決算の対比について、2017年度決算分に引き続き、2018年度決算分の「見える化」を年度末までに実施予定（2018年度決算分から、政令指定都市以外の市についても対応を予定）</p> <p>⇒2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み</p>	<p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数</p>	<p>○「見える化」された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>
	12 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化	<p>国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。</p> <p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて公表</p> <p>《内閣府、制度所管府省庁》</p>	<p>所管府省庁における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・「見える化」を促し、その取組状況について、内閣府HP内の経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベースにおいて年度内に公表。</p>	<p>○国庫支出金の設定済みパフォーマンス指標の見える化実施割合【100%】</p>	<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行政財政基盤の構築	13 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース	<p>同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。</p>	<p>「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の安定的な運用・保守、データの更新・整備、更なる利活用促進のための機能の改良・拡充を行うとともに、集録されたデータを用いた、類似団体間の比較等を行い、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において結果を公表</p> <p>《内閣府》</p>	<p>⇒2020年3月までに、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」について、利活用促進の観点から、HPの画面デザインの刷新やグラフの表示機能の追加等を行うべく、取り組んでいる。</p> <p>⇒2019年3月から、見える化分析促進のため「地域類型化ツール」の配布を開始。2019年10月時点で63の自治体等に配布した。</p> <p>⇒2019年12月までに、集録されたデータ等を用いた分析結果を「経済・財政と暮らしの指標『見える化』ポータルサイト」等において公表すべく、取り組んでいる。</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数 【増加】 ・月平均データダウンロード回数 【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数 【増加】</p>
	14 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討	<p>人口減少・高齢化の下、社会保障給付と負担の推計、学校施設や上下水道をはじめとするインフラ維持更新費の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。</p>	<p>長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しについて、作成・公表を進める（各取組については、社会资本整備等の取組事項7に記載）</p> <p>上記及び社会保障の将来見通しに関する議論を踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討</p> <p>《関係府省》</p>	<p>学校施設及び国土交通省所管施設については公表済みであり、その他の施設（社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農林水産省所管施設、一般廃棄物処理施設）についても、2019年度又は2020年度の公表に向けて作業を進めるとともに、今後の動向を検証している。</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】</p>	<p>—</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方財政基盤の構築	15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等	<p>行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。</p>	<p>連携中枢都市圏の形成等に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施。これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証 また、既に圏域を形成している団体についても、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組等について支援を実施。その取組事例（サービスの維持向上・効率化などの成果等）に関する情報提供等による各圏域における取組の深化を促進 「連携中枢都市圏ビジョン」及び「定住自立圏共生ビジョン」における各圏域の特性を踏まえた成果指標（KPI）の設定を促進するとともに、指標の設定状況・達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表 《総務省》</p>	<p>○ 連携中枢都市圏等をはじめとする多様な広域連携に係る先駆的な取組について、委託事業を実施するとともに、先進事例について、ホームページ等を通じて情報提供等を行っている。 ○ こうした取組の成果として、32の連携中枢都市圏と、124の定住自立圏が形成済み（2019年10月1日時点）。 ○ 各圏域では、圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じた成果指標（KPI）が設定されており、定期的にフォローアップ調査を行っている。</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>
	16 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討	<p>基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討 《総務省》</p>	<p>・ 地方制度調査会第3回総会（令和元年7月31日）において、中間報告がとりまとめられ、2040年頃の姿から逆算して、地域において対応が求められる変化・課題、また、これらの変化・課題に対応するために、国及び地方公共団体に求められる視点や方策について、広範な分野にわたって分野横断的に整理された。 ・ 引き続き、地方制度調査会では、人口減少に対応するために必要な地方行政体制のあり方について、調査審議が進められているところ。</p>	—	—

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
持続可能な地方行政財政基盤の構築	17 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）	地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。	課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援 《総務省》	法定外税及び超過課税の活用状況について、地方団体の担当者が集まる会議や研修等の機会に情報提供を実施。	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	○法定外税や超過課税による税収
	18 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築	地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。	地域間の税源の偏在の是正については、平成30年度(2018年度)与党税制改正大綱等に沿って、平成31年度税制改正において結論を得た上で、具体的な措置を講じる 《総務省》	令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置として特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。	—	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税収額の都道府県間格差（最大／最小）

4-2 個性と活力ある地域経済の再生

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、地方創生を推進するため、まち・ひと・しごと創生事業費について、頑張る地方の取組を支援する観点から、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めるとともに、地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。これらのほか、各種関連施策により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI（若い世代の正規雇用労働者等の割合、若者の就業率、女性の就業率等）の達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	19 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討 地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。 頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める。	「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、2017年度から3年間で段階的に、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へシフト 《総務省》	⇒2017年度からの3年間の段階的シフトの最終年度として、2019年度においては、「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ340億円シフト。	○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2020年度以降、5割以上とすることを旨とする】	○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等） ○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	20 地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる 重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。	<p>地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開</p> <p>全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実</p> <p>法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進</p> <p>地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	<p>⇒全国6ブロックで研修会を開催するほか、平成31年1月には全国フォーラムを開催するなど地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流を実施。また優良事例の横展開のため、取組プロセスを整理した事例集を作成し配布。</p> <p>⇒「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業」（総務省）、「小さな拠点の形成に関する実態調査」（内閣府）を実施し、地域運営組織や小さな拠点の状況を一覧にして、HPで公表。</p> <p>⇒法人化促進のためのガイドブックによる普及啓発や小さな拠点税制の活用（平成30年8月）により、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>⇒地方創生推進交付金等の活用や地方交付税措置の重点課題対応分として、各地域での取組を支援</p>	<p>○地域運営組織の形成による集落生活圏の維持 【2020年度以降の次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の検討に合わせて、定量的なKPIの設定を検討】</p> <p>○地域運営組織の形成数 【2020年までに5,000団体】</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
個性と活力ある地域経済の再生	21 地方創生推進交付金の効果向上	<p>効果的な事業の採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択 <p>地方公共団体における検証体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施 <p>先駆的な取組の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進 <p>必要予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度予算において、所要額を計上 <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>	<p>○ 地方公共団体からの申請に対し、左記の視点に基づき、適切に審査・採択を実施。</p> <p>○ 「地方創生事業実施のためのガイドライン」※（平成30年4月公表）について、更に事業が効果的に実施されるよう、これを改訂した（平成31年4月公表）。</p> <p>また、平成29年度から引き続き、有識者による検討委員会を設置のうえ、地方公共団体からの事業実施報告に基づき、効果検証を実施し、報告書を作成（平成31年4月公表）。</p> <p>※ 地方創生関係交付金を活用した新たな事業の企画・立案や、実施中の事業の効果検証などの参考にするための地方公共団体向けの手引き書</p> <p>○ 先駆的な取組の全国展開に向け、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年度版 地方創生関係交付金の活用事例集」の作成（平成31年4月公表） ・サテライトオフィスを活用したアウトリーチ（北海道、山形県、群馬県、山梨県、和歌山県、島根県、広島県、愛媛県、宮崎県 ※） ・地方説明会・相談会の実施（青森県、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県 ※） <p>※ 2018年6月～2019年9月の実績</p> <p>○ 2020年度予算概算要求において、2019年度を上回る1,200億円を要求しているところ。</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定（K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した先駆的な事業の数（「先駆タイプ」で採択された事業数）</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成（事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数）</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果（経済波及効果等）</p>
	地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。				

4-3 国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けて、IT化と業務改革（その横展開を含む）を進めるため、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示、先進的な業務改革の取組の横展開、自治体行政の様々な分野でのICTやAI等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減など、国・地方での業務のデジタル化・標準化を推進する。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	22	<p>先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映</p> <p>・先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。 ・窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化</p>	<p>【窓口業務改革等】 「業務改革モデルプロジェクト」における窓口業務改革等の取組を他の自治体へ波及及団体間比較を行いながら、業務手法の標準化を推進</p> <p>総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別・団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表 ※窓口業務のアウトソーシング実施率は22.6%（2018年4月時点（速報値））</p> <p>具体的には「業務改革モデルプロジェクト」によるBPR実施団体が試算・公表した歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握し、団体の人口規模とともに公表</p> <p>「業務改革モデルプロジェクト」実施団体以外の自治体についても、窓口業務改革実施後の実績ベースで把握できる歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）については、団体の人口規模とともに一覧にまとめて公表</p> <p>窓口業務に限らず、民間委託の取組を優良事例とすることとし、公表</p> <p>KPIの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>⇒ 業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果を他の自治体へ波及するため、同プロジェクトの実施団体担当者を他の自治体が開催する行革勉強会等に講師として派遣し、横展開を図った。</p> <p>⇒ 以下のとおり対応した。</p> <p>⇒ 業務改革モデルプロジェクトにおいて取り組んだ窓口業務改革等については、BPRによる歳出効率化効果等を、団体の人口規模と併せて公表した。</p> <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表した。</p> <p>⇒ 上記の行革の取組状況に関する調査において、全国の優良事例をとりまとめ、行革の取組状況と併せて公表した。</p>	<p>○以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 （1）窓口業務のアウトソーシング【208⇒416以上】 総合窓口の導入【185⇒370以上】 （2）庶務業務の集約化【143⇒471以上】 （いずれも2014年10月現在⇒2020年度）</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>・上記の状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。</p> <p>・地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。</p>	<p>各地方公共団体への働きかけを通じ、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進</p> <p>これまでの取組及び地方公共団体の要望を踏まえ、標準委託仕様書等の取組の拡充を行う（窓口業務に関する民間委託が可能な25業務のうち取組拡充の必要性が特に高い、残り2業務の手順書を追加するとともに、その他の業務は実態把握に努めつつ引き続き検討する）</p> <p>上記の取組を含め、窓口業務の委託について、小規模団体をはじめ未実施団体における課題の分析を行うとともに、当該課題を解決して委託を実施した団体における各種ノウハウ等の把握を行い、その全国的な横展開を進める。そのための取組について、できるだけ早期に工程化</p> <p>【トップランナー方式等】 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、地方公共団体への影響等を考慮しつつ、複数年かけて段階的に反映</p> <p>窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の導入を検討</p> <p>地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に段階的に反映</p> <p>トップランナー方式に関する周知を推進（ホームページに公表） ≪総務省≫</p>	<p>○標準委託仕様書等の全国展開（本年度の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40自治体に対し標準委託仕様書等の説明を実施（進捗状況） ・標準委託仕様書等を参考にする自治体数 69自治体⇒107自治体（令和元年10月時点） ・標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数 1自治体⇒4自治体（令和元年10月時点） <p>○標準委託仕様書等の取組の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2業務の手順書を作成中（令和元年度末予定） <p>⇒ 全国の自治体における行革の取組状況について調査を行い、BPRの実施状況やその効果等を、団体の人口規模と併せて見える化・比較可能な形で公表を行った。また、同調査でとりまとめた行革の取組事例において、窓口業務のアウトソーシングに関する事例を掲載し、ノウハウ等の横展開を図った。</p> <p>⇒2019年度においては2016年度に導入した16業務のうち2業務及び2017年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。</p> <p>⇒窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしており、2019年度においては導入しないこととした。</p> <p>⇒上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に段階的に反映。2019年度は段階的反映の4年目。</p> <p>⇒トップランナー方式の取組内容について、2019年度算定を踏まえた内容に更新してホームページに公表済み。</p>	<p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数 モデル自治体等において標準委託仕様書等を参考に窓口業務の委託を実施した自治体数、窓口業務の委託により業務の効率化が図られたとする自治体数</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務</p> <p>○歳出効率化の成果 ※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果をあげたか</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	23 ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める 自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。	自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築する「自治体行政スマートプロジェクト」を創設・実施 AI活用が進められていない行政分野におけるクラウドサービスとしてのAI導入について開発実証を行い、導入に当たっての標準仕様書及び手順のとりまとめを行うとともに、効果が実証された行政分野におけるRPA等導入のために補助する「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施 《総務省》	⇒今年度は8つの検討グループが、住基、税務等の基幹業務について、AI・RPA等のICTを活用した標準モデルの構築に取り組んでいる。 本事業を通じて構築した標準モデルを横展開し、全国的な業務プロセスの標準化を推進する。 ⇒AI導入の開発実証において、自治体からの公募を実施し、6自治体（3グループ）の採択を決定、2019年6月に実証開始。 RPA導入補助事業において、自治体からの公募を実施し、2019年6月に82自治体を採択候補として決定。	OA・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数 【2020年度末までに300団体】	OA・RPAの活用による歳出効率化効果等も含め、各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	24 自治体クラウドの一層の推進、IT人材の更なる確保・育成 自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。	<p>助言通知（平成29年11月9日通知）に基づき市区町村が策定した今後のクラウド導入等計画の進捗を把握するとともに、必要に応じて地方公共団体の取組を支援し、クラウド未導入である要因を整理・分析</p> <p>地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、公表</p> <p>※情報システム運用コストについては継続的に把握する必要がある</p>	<p>平成31年3月に「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」等を取りまとめ、地方公共団体が自治体クラウドを効果的に導入できるよう取り組んでいる。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、効果的な地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表を行うため地方公共団体向け調査及び算出・公表方法の検討を実施している。</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効率的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I Oの育成(※)や、地域でのオープンデータの利活用を推進する職員の養成によって、IT人材の更なる確保・育成を推進</p> <p>※「自治体C I O育成研修」として、地方公共団体職員向け研修を実施し、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などを推進</p> <p>テキスト・カリキュラム(全体最適化、運営管理)の改訂を実施</p>	<p>自治体C I O育成研修については、8月・11月に自治体大学校において研修を実施した。自治体職員73名が参加し、将来C I OあるいはC I Oチームの中核的役割を担うことのできる人材育成を目的とした研修を行った。オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修について、11月20日時点で554団体に対して研修を実施した。地方公共団体のオープンデータ取組率は、9月17日時点で37%(652自治体)に到達した。</p>	<p>○自治体C I O育成研修の実施回数、受講生数 【目標：2019年度2回(10日間)、70名】</p> <p>○オープンデータの取組を推進する地方公共団体職員向けの研修への参加地方公共団体数 【目標：2019年度末までに約500団体】</p>	<p>○生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出した地方公共団体数 【目標：2020年度末までに800団体】</p> <p>○地方公共団体のオープンデータ取組率 【2018年9月時点20%⇒2020年度末100%】</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>自治体C I O・C I O補佐官に外部人材を任用した場合の有用性等の調査を実施し、方針を検討</p> <p>≪総務省、内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室≫</p>	<p>地方自治体における外部人材の任用と情報システム経費の関係を調査したところ、現段階においては、情報システム経費との関係に相関がみられないため、引き続き有用性等に関する調査を実施する。</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>	<p>○外部人材任用の方針決定後に検討</p>
25	<p>自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。（再掲）</p>	<p>複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援</p> <p>≪総務省≫</p>	<p>引き続き複数団体による自治体クラウドの導入を、地方交付税措置により重点課題として支援した。</p> <p>自治体クラウドを導入したグループにおける歳出効率化の成果を態様別に類型化し、効果的な地方公共団体の情報システム運用コスト（住民一人当たりコストを含む）の算出・公表を行うため地方公共団体向け調査及び算出・公表方法の検討を実施している。（再掲）</p>	<p>○クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,600団体】</p> <p>○自治体クラウド導入市区町村数 【目標：2023年度末までに約1,100団体】</p>	<p>○地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮（目標期限を集中改革期間中に設定）】</p> <p>○（クラウド導入に伴う）歳出効率化等の成果（事後的に検証する指標） ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に実情に応じた歳出効率化効果等（効果的なシステム調達等）を把握</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	26 許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一、行政手続における添付書類の一括廃止、デジタル化・オンライン化	<p>行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。</p> <p>2020年3月までに事業者の行政手続コストを20%以上削減するため、各省の簡素化計画を点検（年間3億3千万時間（8千億円）の行政手続コストのうち、7千万時間（2千億円）の削減が実現する見通し（削減率22%））。今後とも、定期的の実績を評価し、対策の強化を要請。また、地方自治体に対しても行政手続コストの削減を要請するとともに、簡素化・オンライン化に積極的な地方自治体を応援</p> <p>地方自治体の区域を越えて広域的に活動する事業者にとって負担となっている、自治体間での手続上の書式・様式の違いについて、地方自治体と協議しつつ、書式・様式ごとに、各府省において統一・電子化などの改善方を検討し、必要な措置を実施</p>	<p>⇒2017年9月以降引き続き、規制改革推進会議行政手続部会において、事業者の行政手続コスト20%以上削減に向けて、各省の基本計画の進捗についてヒアリング等を実施。</p> <p>⇒2018年6月に、地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の改善方を閣議決定。そのうち、43件について、必要な改善方策を実施済み。</p>	<p>○各省が策定した重点9分野（※）についての行政手続の簡素化計画において、行政手続コストの20%以上の削減に向けた進捗管理・フォローアップ（削減率） ※営業の許可・認可に係る手続、社会保障に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、事業者の負担が大きいもの46件の統一に向けた各省の取組の進捗管理・フォローアップ</p>	<p>○2020年3月までの国における事業者の行政手続コストの20%以上の削減</p> <p>○地方公共団体における手続上の書式・様式について、国と歩調を合わせ、統一化の推進</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現		<p>商業法人登記情報の連携開始に向けた各府省との調整を実施</p> <p>上記のほか、各種添付書類の省略に向けた検討</p> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画等に基づく各種支援策により、地方公共団体のデジタル化・オンライン化を推進</p> <p>《内閣府、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》</p>	<p>2019年5月に成立したデジタル手続法に基づいて、年内を目途に作成する政令において、商業登記事項証明書を含む添付書類の省略の対象及びその代替措置の指定を予定。8月には、各府省に対して、登記事項証明書の添付省略の実施有無及びその開始時期等について調査を実施。</p> <p>都道府県の官民データ活用推進計画の策定にむけ、未策定団体へのヒアリング等を実施。2019年4月時点において22団体が計画を策定済み。</p>	<p>○各種添付書類の省略について検討に着手した手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画策定団体数 【目標：2020年度末までに47都道府県】</p>	<p>○登記事項証明書（商業法人）の省略が可能な手続数</p> <p>○各種添付書類の省略が可能な手続数</p> <p>○都道府県の官民データ活用推進計画に記載された施策の目標達成率 【目標：全都道府県の計画策定後に施策調査を行い設定】</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
国民の利便性の向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現	<p>27 マイナンバー制度の利活用の促進等</p> <p>戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。</p>	<p>戸籍事務等への番号利用事務の拡充等を含む改正マイナンバー法案を提出</p> <p>ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価</p> <p>〈内閣官房番号制度推進室、総務省〉</p>	<p>2019年通常国会において社会保障分野の事務で戸籍関係情報の情報連携の対象への追加等に関する関連法が成立した。</p> <p>各種証明書のコンビニ交付の実施団体602団体、実施団体の人口9,467万人まで増加した。(2018年度末現在)</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携の本格運用の対象事務手続数 【2019年以降に2,000件以上】</p> <p>○情報連携の活用数 【2019年度以降に計1億件】</p> <p>○各種証明書のコンビニ交付の実施団体の人口 【2019年度末に実施団体の人口1億人】</p> <p>○子育てワンストップサービス（びったりサービス）の対応状況 【取扱機関数（地方公共団体等）及びワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体毎の対象手続数の合計）について2019年度中に増加】</p>	<p>○マイナンバー制度の情報連携対象事務及び対象情報の範囲拡大によるデジタルファーストの推進</p> <p>○コンビニ交付サービス（マイナンバーカードの利活用）の拡大による住民の利便性向上及び地方公共団体の窓口負荷軽減</p> <p>○マイナポータルを活用したデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッドワンストップ）の推進</p> <p>○マイナポータルAPIの提供件数 【2021年度までに10機能のAPIを提供】</p>

5. 文教・科学技術

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標①】OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※PISA2015:科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合 ※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%</p> <p>○特別免許状授与件数 ※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件 ⇒延べ1,270件（2017年度）</p> <p>○外国語指導助手（A L T）等の配置状況 ※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校） ⇒13,044人（2018年度、小学校）</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合 ※2018年度：63.8%→2021年度：75%</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合 ※2018年度：59.7%→2021年度：70%</p> <p>○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上の休養日を設定している都道府県の割合 ※2018年8月：60%→2021年度：100% ⇒100%（2019年3月）</p>	<p>1. 教育政策の実証研究（※）を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>※現在実施している実証研究を見直す ①学級規模等の影響効果 ②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ④教員の勤務実態の実証分析</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（学校事務の共同実施）</p> <p>2-1. 学校における働き方改革（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標①】OECD・P I S A調査等の各種調査における水準の維持・向上 ※P I S A 2015:科学リテラシー1位、読解力6位、数学リテラシー1位など、世界トップレベルの維持・向上 ※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2018年3月：児童生徒5.6人に1台 →2021年度：3人に1台 ⇒児童生徒5.4人に1台 [速報値] (2019年3月)</p> <p>○高等学校における規制改革特例措置活用による遠隔授業の実施校数 ※5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう、工程表を含む中間とりまとめを今年度末までに策定 ○小中高等学校における遠隔授業の実施自治体割合 ⇒22% (2018年度) ○統合型校務支援システムの導入率 ※2018年3月：52.5% →2021年：91% ⇒57.2% [速報値] (2019年3月)</p> <p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58% →2021年度：100% ⇒79% (2018年度) ○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 ※2017年4月：4% →2021年4月：100% ⇒15% (2019年4月) ○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 ※2016年5月：21.2% →2021年度：18% ⇒19.7% (2018年度)</p> <p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7% →2021年度：100% ⇒53.2% (2019年度) ○地域課題に係る学習を単位認定している学校数 ※データなし、要調査 →2019年度の改革工程表改訂までに、現状値を調査の上、2021年度の目標を設定</p>	<p>2-2. 教育の情報化 ・教育の情報化 ・遠隔教育の推進 ・I C T活用による校務改善等</p> <p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進 ・統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進 ・各自治体における公立学校施設の長寿命化に向けた施設計画の策定 ○廃校施設の活用促進</p> <p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標②】教育の質の向上 ○2019年度の改革工程表改訂までに、卒業後の状況など学修成果等に関する具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定 ⇒就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上（2018年度実績：97.7%） 大学卒業者の就職・進学等率の向上（2017年度実績：92.2%） 学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上（2016年度実績：37.3%）</p> <p>【指標③】（インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改訂までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定 ⇒2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上（運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討）</p> <p>【指標④】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍 810億円(2017年) ⇒896億円(2018年)</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上 約27%(2017年) ⇒26.5%(2018年)</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定 ⇒運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均値が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る)</p> <p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円 ⇒154千円（2018年度） ②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少 ⇒2020年3月末までに実績値を把握</p> <p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※英語評価の制度改訂は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改訂後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該階層の割合の増加と影響の把握・評価 ⇒700億円（2019年）</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学 ⇒全国立大学法人（2018年）</p> <p>○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人 ※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増 5法人、31%（2017年）⇒9法人、56%（2018年）</p> <p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2% ⇒▲5%～+5%（2019年度）</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ⇒21.3%（2018年度）、16.9%（2019年度） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減） ⇒20校（2018年度）</p> <p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況 ※2019年度中に機関要件を設定 ⇒機関要件を設定済（2019年度）</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度中に支援対象機関としない条件を設定 ⇒条件を設定済（2019年度）</p>	<p>5. 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し・国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加 ・大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p> <p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p>

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上 ⇒教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。</p> <p>【指標⑤】 地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合： （目標）2021年度：50% ※都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値]（2018年度）</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握して評価</p> <p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項）に基づき地方自治体が定める計画における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 （目標）2021年度：100% ※都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]（2018年度）</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019年以降「見える化」を推進</p> <p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増 ⇒16件（2018年度）</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件 ⇒256件（2018年度）</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>9. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p>

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要 ⇒第7位（第6位）（2019年（2018年））</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 （2014年度実績：1,151億円） ⇒1,431億円（1,361億円）（2018年（2017年））</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件（13,832件）（2017年（2016年））</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒25,451件（23,021件）、608億円（526億円）（2017年（2016年））</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70→2020年度：100） ⇒70（2018年度）</p>	<p>10. 国民の生活の質の向上、歳出の効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) ・官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)等</p> <p>11. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>12. 大型研究施設の最大限の産学官共用を図る ・大型研究施設の産学官共用の促進 ・大学等の研究設備・機器等の共用</p>

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 イノベーション創出による歳出効率化等 ⇒EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。</p> <p>【指標①】世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位維持・向上 ※2018年度は第6位 ※評価指標の変更によって、順位が変動する可能性があることに留意が必要 ⇒第7位（第6位）（2019年（2018年））</p> <p>【指標②】被引用回数トップ10%論文数の増加 ※2019年の改革工程表改定までに、CSTI等での議論を踏まえ、目標値を設定</p> <p>【指標③】企業等からの大学・公的研究機関への投資額 ※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増 →「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円 （2014年度実績：1,151億円） ⇒1,431億円（1,361億円）（2018年（2017年））</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件（13,832件）（2017年（2016年））</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現 ⇒エビデンスシステムの構築中</p> <p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ⇒統合イノベーション戦略2019を策定（2019年） ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ⇒25,451件（23,021件）、608億円（526億円）（2017年（2016年）） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ⇒▲1%（2016年） ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増 ⇒1.17倍（0.93倍）（2018年（2017年））</p>	<p>13. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>14. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>15. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す ・経済財政諮問会議とCSTI等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施） ・ムーンショット型研究開発制度の創設・推進 ・官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】 ・業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上 ・科学技術・イノベーションの担い手の育成（AI人材等の育成、STEMの推進等）</p>

文教・科学技術 3. 官民一体となったスポーツ・文化の振興

政策目標	K P I 第2階層	K P I 第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 官民一体となったスポーツ・文化の振興 ⇒スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円 ⇒2,892億円（2018年度） ○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円 ⇒（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度 ⇒55.1%（2018年度） ○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。 ⇒2019年3月までに新たに設計・建設段階に入った案件は10件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。 ○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170 ⇒118（2019年） ○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人 ⇒195万人（2018年度） ○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学 ⇒26大学（2019年） ○UNIVERSAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	<p>16. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 ・スポーツによる地域活性化の推進 ・大学横断・競技横断的統括組織の設立等を通じた大学スポーツの振興 ・スタジアム・アリーナ改革の推進</p>
<p>【指標】 企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円</p>	<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※2016年度：9.6%→上昇 ⇒2018年度：5.6% ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加 ⇒2018年度：国立美術館 約7.7億円 国立文化財機構 約8.3億円 2017年度：国立美術館 約6.8億円 国立文化財機構 約7.3億円 ○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →（目標）2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ⇒約49.5億円（2017年度） 約43.1億円（2018年度） ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人 ⇒約1.4億人（2017年度） ○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7% ⇒2018年：3.2%</p>	<p>17. 民間資金を活用した文化施策の推進 ・民間資金等による文化財の保存・活用の推進 ・国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理 ・アート市場の活性化</p>

6-1 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

少子化の進展する中で、教育の質の維持・向上、効率化を図るため、教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革を推進する。また、学校施設の長寿命化、学校事務の共同実施、教育の情報化等について推進する。さらに、国立大学法人運営費交付金の戦略的な配分割合増加等を進めるとともに、私学助成について、教育の質や経営力に応じたメリハリ付けを行う。加えて、教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。これらにより、OECD・PISA調査等の各種調査における教育水準の維持・向上を目指す。

	取組事項	実施年度		KPI	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	1 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定 少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定する。	2018年度までの教育政策に関する実証研究の分析結果を踏まえ、分析手法等の見直し・追加調査を実施 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを各都道府県・指定都市に周知・共有 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	専科指導を実施する小学校等の先導的な学校を対象として、義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究（学校・教育委員会へのヒアリングや参与観察等を含む）を実施。 昨年度末に中期見通しに関する事務連絡を各都道府県・指定都市に発出するとともに、担当者会議において周知・共有。 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画について把握。	○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合	○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100% ○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100% ○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50% ○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%
	2 学校における働き方改革、教育の情報化 学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。 学校事務の共同実施、教育の情報化等について、KPIを掲げ工程化して推進する。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の適正配置を促進することにより、教員の負担軽減を図るとともに、学校の教育力を向上。 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 学校事務の共同実施の実態を踏まえ、成果や課題を整理 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫ 運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップを行いつつ、地域の実情に応じて外部人材や民間機関の活用を促進 ≪文部科学省、都道府県、市町村≫	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の多彩な外部人材の拡充。 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の中で、学校事務の共同実施に関する実態についても調査。 運動部活動・文化部活動改革の取組状況に係るフォローアップ調査を行い、地域の実情に応じて外部人材や民間機関の活用を促進予定。	○特別免許状授与件数※2016年度：延べ1,101件→2021年度：延べ1,600件 ○外国語指導助手（ALT）等の配置状況※2017年度：12,912人（小学校）→2021年度：15,000人（小学校） ○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合※2018年度：63.8%→2021年度：75% ○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合※2018年度：59.7%→2021年度：70% ○「運動部活動の在り方に関する方針」等に中学校について週2日以上の休養日を設定している都道府県の割合※2018年8月：60%→2021年度：100%	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>4 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>地域振興の核としての高等学校の機能強化 地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。</p>	<p>実践例の収集・分析、好事例の普及・展開により高等学校と地域社会の連携を促進</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>地域との協働による高校教育改革推進事業を実施し、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を展開。</p>	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100%</p> <p>○地域課題に係る学習を単位認定している学校数 ※目標値を設定予定</p>	<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県の割合 ※2018年度：91.5%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県の割合 ※2018年度：87.2%→2021年度：100%</p> <p>○業務改善の方針等を策定している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：85%→2021年度：100%</p> <p>※（市区町村）2018年度：21%→2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している政令市・市区町村の割合 ※（政令市）2018年度：55%→2021年度：80%</p> <p>※（市区町村）2018年度：47%→2021年度：70%</p>

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>5 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理</p> <p>（教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善。国立大学法人運営費交付金等について、PDCAの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化</p>	<p>外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コストあたり質の高い論文数など、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分（配分対象額700億円。なお、重点支援評価は300億円。これらをあわせると1,000億円）。</p> <p>夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した教育研究の成果に係る客観・指標及び評価について検討。</p> <p>《文部科学省》</p> <p>一国立大学法人の下で複数の大学を運営するために必要な制度や国立大学に複数の外部理事を任命するために必要な制度改正等を実施</p> <p>《文部科学省》</p> <p>私立学校のガバナンス強化や、学部単位での事業譲渡が円滑に行われるための運用改善を図る</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>令和元年度予算において、1,000億円は配分済</p> <p>成果に係る指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大。</p> <p>制度改正の活用も含めた組織再編の事例等を収集し各国立大学に周知</p> <p>運用の改善の活用も含め連携統合の事例等を収集し、各私立大学に周知</p>	<p>教育研究に係る客観・共通指標及び評価について検討中。</p> <p>2019.5月国立大学法人法を改正し外部理事について制度改正済</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。</p> <p>○学部・研究科別のセグメント毎の予算管理を実施している大学数、これに基づき、教育・研究成果を評価した上で学内予算配分を行う大学数 ※（目標）2021年：すべての国立大学</p> <p>○研究大学における外部理事を複数登用する国立大学法人数の増加 ※2017年度：5法人 ※2023年度までに研究大学における外部理事を複数登用する法人数を2017年度の水準（31%）から倍増</p>	<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※2019年度の改革工程表改訂までに、具体的な指標（現状値や目標値を含む）を設定</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>6 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。</p>	<p>メリハリある配分方法への見直し（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標導入、特別補助の交付要件見直し等の配分見直しを導入）</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2018年度予算：▲2%～+2%</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2020年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2020年度：半減）</p>	<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※2017年度全大学平均：157千円</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少⇒2020年3月末までに実績値を把握</p>
	<p>7 学生への就学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。</p>	<p>○「支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件」及び「教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件」を設定し、これらの要件を満たすことの確認を受けた大学等を高等教育の修学支援新制度の対象機関とすることとする。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>○2019年6月に制定した、大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、「授業計画書（シラバス）の作成、G P Aなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること」等の要件を設定するとともに、「直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス」、「直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス」、「直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満」の3点いずれにも該当する場合は対象機関としないこととした。2019年9月には、国及び地方公共団体による審査の結果、要件を満たすことの確認を受けた大学等（2,789校）を高等教育の修学支援新制度の対象機関として公表した。</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、G P A（平均成績）等）の設定・適用状況</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施予定のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上	<p>8 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を強化し、2018年に策定した「見える化」の方策に基づき、①これまでの公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての当該大学の経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」、を推進</p> <p>《文部科学省、総務省、都道府県、市町村》</p>	<p>財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、地方自治体との連携を一層強化し、「見える化」を一層推進</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化 ※2018年中に検討した「見える化」の方策に基づき、2019以降「見える化」を推進</p>	<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学率等の変化を把握して評価</p>
	<p>9 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立</p> <p>「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。</p>	<p>教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築 《文部科学省》</p> <p>データ収集・活用の促進に向けた調査データベースの在り方の検討 《文部科学省》</p> <p>全国学力・学習状況調査に関する貸与 《文部科学省》</p> <p>各地方公共団体における教育施策のPDCAサイクルに係る現状把握 《都道府県、市町村》</p>	<p>・2018年10月の文部科学省組織再編において教育分野等におけるEBPM推進担当課を新設。新設課を中心に、国立教育政策研究所とも連携したEBPM推進等に関する相談体制を構築するほか、教育分野の特性を踏まえた手法の整理や第3期教育振興基本計画のフォローアップ手法確立に向けた検討を進めている。</p> <p>・データ収集・活用の促進に向け、各調査・統計において活用可能な統一コード（学校番号）の検討を進め、データベースの構築に向けた基盤整備を進めている。</p> <p>・2018年度から開始した全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与について、初年度の実績を踏まえてガイドラインの改訂を行い、貸与対象データの拡大に加え、手続きの簡素化も1年前倒しで進めた。</p> <p>・都道府県・指定都市・市町村教育委員会に対して教育政策のPDCAサイクルに係る取組状況等に関する調査を行っており、先進的な事例については国立教育政策研究所とも連携して情報収集・分析を進める予定。</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p>	<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 （目標）2021年度：100% ※都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値](2018年度)</p>

6-2 イノベーション創出による歳出効率化等

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けた官民研究開発投資の拡大を目指すため、予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産官学共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設については、官民共同研究等の新たな仕組みで推進する。さらに、科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。こうした取組等を通じて、我が国のイノベーション創出の推進を目標とする。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
イノベーション創出による歳出効率化等	<p>10 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進する。</p> <p>〔 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 〕</p> <p>〔 官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM) 〕</p>	<p>SIP第2期(2018年度～2022年度)については、総合科学技術・イノベーション会議が、社会的に不可欠で我が国の経済・産業競争力にとって重要な課題、予算配分等をトップダウンで決定。府省連携・産学官連携の下、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を実施。現在、Society5.0の実現に資する12の課題を推進中。</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>PRISMを推進することで、ターゲット領域※1(民間研究開発投資誘発効果が高い領域等)へ各省施策を誘導。</p> <p>※1:2018年度のPRISM創設に当たり、以下の3領域を設定済み。</p> <p>様々な分野で活用されるAIの基盤となる「サイバー空間基盤技術」、「フィジカル空間基盤技術」、国土強靱化に貢献する「建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術」</p> <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>2018年8月までに12課題の研究開発計画を策定し、年度末には厳格な課題評価を実施し、各課題について、SIPの目的に一層合致したものとなるよう改善を求めるとともに、評価結果に基づき、メリハリをつけて2019年度の予算配分を実施。2019年度においては、評価結果を踏まえて見直した研究開発計画に基づく研究開発を推進している。</p> <p>2018年度においては、建設・インフラ維持管理技術/防災・減災技術、スマート農業、創薬、研究開発を通じたIT人材の育成に係る取組に重点配分を実施。</p> <p>2019年度においては、CSTIが策定する各種戦略等を踏まえ、各府省庁の事業の加速等により、官民の研究開発投資の拡大等を支援。</p>	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2015年度:21,000件、467億円→2021年度:2015年度比2倍)</p> <p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)</p>	
	<p>11 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進</p> <p>民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。</p>	<p>次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップにより推進</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>2018年7月、文部科学省において地域・産業界のパートナーを選定。2019年度は、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、施設の整備に着手。</p>		

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
イ ノ ベ ー シ ヨ ン 創 出 に よ る 歳 出 効 率 化 等	12 大型研究施設の最大限の産学官共有を図る 予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共有を図る。 〔 大型研究施設の産学官共有の促進 〕 〔 大学等の研究設備・機器等の共有 〕	SPring-8やSACL A、スーパーコンピュータ「京」(※「京」:2019年8月シャットダウン 「富岳」(ポスト京):2021～2022年共用開始)等、我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を行い、最大限の産学官共有を着実に実施 ≪文部科学省≫ 大学等が有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて展開し、複数大学、高専、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築 ≪文部科学省≫	2018年度は、第5期科学技術基本計画に基づき、大型研究施設の整備・共用を行い、産学官共有を着実に実施。 2019年度は、8月にスーパーコンピュータ「京」をシャットダウンし、「富岳」(ポスト京)の開発に着手するなど、引き続き我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を行い、産学官共有を着実に実施。 2018年度までに、文部科学省先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)を通じて70研究組織で共用システムを構築。 2019年度より文部科学省先端研究基盤共用促進事業(研究機器相互利用ネットワーク導入実証プログラム)を新設し、大学、高専、企業、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークの実現に向けた実証に着手。	○大型研究施設の産学官共有が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数(2018年度:70 →2020年度:100)	○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加(2020年度:年間15,000件)
	13 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る 科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を進め、予算の質の向上を図る。	第5期科学技術基本計画レビュー、第6期科学技術基本計画の策定に活用 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫ エビデンスシステムの政府内利用の開始。EBPMを的確に実施することにより、イノベーションや経済成長に貢献 ≪内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)≫	エビデンスシステムとして5つの機能に着目し可視化・分析することのできるシステム構築中。2019年度内に一部機能の政府内利用を開始する予定。	○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用 ○2020年度までに国立大学・研究開発法人内利用の開始を実現	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
イノベーション創出による歳出効率化等		第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
	14 政府事業・制度等のイノベーション化の推進 政府事業・制度等のイノベーション化を進める。	<p>イノベーション化を促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府事業・制度等のイノベーション化の促進に係る調査・分析機能の強化 各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案 <p>《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>・公共調達における先進技術の導入や中小・ベンチャー企業活用促進</p>	<p>○CSTIIによるイノベーション化の先導及び各府省庁による取組拡大</p> <p>2020年度予算におけるイノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな2019年度予算事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。それらのうち一部の事業は、2020年度予算概算要求においてイノベーション化された事業として要求が行われた。</p> <p>また、先進技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施中。</p> <p>○公共調達における先進技術の導入や中小・ベンチャー企業活用促進</p> <p>「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」を策定。</p> <p>更に、関係府省庁が連携し、政府調達の活用を含めた事業化支援の推進等を図るため、日本版SBIR制度の見直しの検討に着手。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」 「統合イノベーション戦略」 に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>

取組事項	実施年度		K P I	
	2019年度		第1階層	第2階層
	具体的取組	進捗状況		
	第5期科学技術基本計画期間 (2016年度～2020年度)	第6期科学技術基本計画期間		
<p>15 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。 「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。 未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。</p> <p>〔経済財政諮問会議とCST I等の関係司令塔の連携による、第5期科学技術基本計画の着実な推進（「統合イノベーション戦略」の着実な実施）〕</p> <p>〔ムーンショット型研究開発制度の創設・推進〕</p>	<p>Society 5.0の実現に向け統合イノベーション戦略推進会議等を通じ、関係省庁・司令塔組織の横断的かつ実質的な調整を推進。 「統合イノベーション戦略2019（仮称）」を策定 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>ムーンショット型研究開発制度の創設 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>○統合イノベーション戦略推進会議等 統合イノベーション戦略推進会議にて、関係省庁・司令塔組織との連携の下、「AI戦略」「バイオ戦略」を2019年6月に決定するとともに、「量子技術イノベーション戦略」について中間整理を実施。 2019年6月に「統合イノベーション戦略2019」を閣議決定。 当戦略に基づき、スマートシティについて、府省連携の取組を推進し、2019年8月に内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が官民連携プラットフォームを設立。</p> <p>○ムーンショット型研究開発制度 有識者会議を4回開催し目指すべき未来像及びその実現に向けた野心的な目標例の提言を受けた（3～7月）。 ムーンショット国際シンポジウム（12月開催予定）での議論を踏まえ、CST I本会議で目標を決定する予定。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水増し水準から倍増</p> <p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>	

イノベーション創出による歳出効率化等

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
イノベーション創出による歳出効率化等	<ul style="list-style-type: none"> 〔官民研究開発投資の拡大【2020年度：官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上】〕 〔業績に応じた処遇の実現と年俸制の導入による若手の活躍促進と人材流動性向上〕 〔科学技術・イノベーションの担い手の育成（AI人材等の育成、STEMの推進等）〕 	<p>第5期科学技術基本計画レビュー実施。 第6期科学技術基本計画の策定に向けた準備 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>「AI戦略パッケージ」策定及びそれに基づく人材育成の取組を推進 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>	<p>○科学技術基本計画 総合科学技術・イノベーション会議の下に設置された基本計画専門調査会において、第5期科学技術基本計画レビュー及び第6期科学技術基本計画策定に向けた議論を開始。</p> <p>○AI 「AI戦略2019」を令和元年6月に策定。戦略に基づき人材育成の取組を推進。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍） ○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水増しから倍増</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出 ※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p>

6-3 官民一体となったスポーツ・文化の振興

スポーツ市場、文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るため、官民一体となったスポーツ・文化の振興を推進する。このため、スタジアムアリーナ改革の推進など、民間資金も活用したスポーツ施策を推進するとともに、民間資金による文化財の保護・活用を推進する。これらにより、2025年度の文化産業とスポーツを合わせた市場規

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
官民一体となったスポーツ・文化の振興	16 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進				
	<p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、P D C Aを構築し、しっかり評価する。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、日本版N C A A創設等の大学スポーツの振興、スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。</p>			<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○U N I V A S加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	
	<p>〔スポーツによる地域活性化の推進〕</p>	<p>官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施。地域スポーツコミッション※2を展開 ※2：地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>2019年9月にインバウンド向けデジタルプロモーションを実施するとともに、10～3月にかけて各地域が行うスポーツツーリズムの取組や地域連携を促進するためのセミナーやシンポジウムを複数回開催。また、5地域の地域スポーツコミッションの活動を支援。</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○U N I V A S加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円→2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円→2020年：10兆円、2025年：15兆円</p>
	<p>〔スタジアム・アリーナ改革の推進〕</p>	<p>学生の学業充実や安全に競技スポーツを実践するための基盤的環境の整備に取り組む一般社団法人大学スポーツ協会（略称：U N I V A S）の取組みを着実に実施 《文部科学省》</p> <p>官民連携のポイント等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」、基本構想・基本計画段階における望ましい検討手順を示した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画ガイドライン」の普及。先進事例の形成 《文部科学省》</p> <p>スタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討 《文部科学省》</p>	<p>大学トップ層の理解の醸成や大学スポーツアドミニストレーター配置の促進等の取組に対して連携して実施</p> <p>ガイドブック等の普及を目的とした説明会を全国で10回開催予定。先進事例の形成はこれまでに10地域の支援を行い、本年度は新たに4地域を支援中</p> <p>検証手法開発のため、スタジアム・アリーナが地域にもたらす経済的・社会的効果のロジックモデルを2地域で実証予定</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上による公的負担の軽減を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○U N I V A S加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円→2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円→2020年：10兆円、2025年：15兆円</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
官民一体となったスポーツ・文化の振興	17 民間資金を活用した文化施策の推進 <p>受益者負担にも配慮しつつ、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入などを増加させる方策を検討し、これら収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、PDCAを構築し、しっかり評価する。</p>				
	〔 民間資金等による文化財の保存・活用の推進 〕	文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、民間企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施 <small>《文部科学省》</small>	国立文化財機構文化財活用センターにおいては、東京国立博物館所蔵の文化財等について、民間企業と連携した取組により複製等を製作、新たな展示手法を検討	○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る ○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※26年度：約1.3億人	○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※28年度：9.6%→上昇 ○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※28年度：国立美術館 約8.5億円、国立文化財機構 約7.5億円→増加
	〔 国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理 〕	国立美術館や博物館は、経営努力として認定された自己収入により、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実を図る <small>《文部科学省》</small>	国立博物館・美術館における取組を参考にしながら、公立などの博物館美術館の自立した取組を促進	○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%	○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円→（目標）2025年までに、18兆円（GDP比3%程度）に拡大
	〔 アート市場の活性化 〕	アート市場の活性化に向けた民間資金の活用方策を検討 <small>《文部科学省》</small>	前年度までの取組状況を踏まえ、具体的取組を検討		

6. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

6-1 先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体を実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	《社会保障分野》				
	1	糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-1）			
	2	認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-2）			
	3	企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-16）			
	4	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）			
	5	元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-21）			
	6	在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開（社保-24）			
	7	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）			
	《社会資本整備分野》				
	8	効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）			
9	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）				
10	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）				

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
先進・優良事例の横展開（含む業務イノベーション）	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》					
	11	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進（地財-4）				
	12	ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト削減を進める（地財-23）				
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
	13	統計に関する官民コストの削減	各府省は、統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施することにより、統計コストの削減に取り組む。 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的計画」（2018～2022年度）に基づき、前年度における各府省の取組のフォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する。 《総務省、各府省庁》	⇒2018年度から、各府省は統計コスト削減計画に基づき、オンライン調査の推進、記入項目数の削減等による報告者負担の軽減等の取組を実施。総務省において、2018年度における各府省の取組状況のフォローアップを実施したところ、各府省の統計コスト削減計画に記載された報告者負担の軽減に関する取組のうち約45%を実施しており、2019年9月、当該フォローアップ結果を統計委員会に報告した。	○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】 ⇒2021年度に把握予定 ○データベース化を実施した統計の数【増加】 ⇒113統計(2018年度) ○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】 ⇒22統計(2018年度)	○官民における統計に関する作業時間【2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減】 ⇒2021年度に把握予定
		統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。				

6-2 インセンティブ改革（頑張る系等）

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
インセンティブ改革（頑張る系等）	《社会保障分野》				
	14	予防・健康づくりに頑張ったものが報われる制度の整備（社保-5）			
	15	保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-17）			
	16	第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討（社保-33）			
	17	国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-41）			
	《社会資本整備等》				
	18	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）			
	19	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	20	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
21	地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-19）				
《文教・科学技術等》					
22	私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
インセンティブ改革（頑張る系等）	<<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）>> 23 多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入				
	多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。	意欲ある地方公共団体における成果連動型民間委託契事業の案件組成に向けて、地方公共団体及び中間支援団体に対する具体的な支援策を検討し、実施するとともに、国庫補助や地方交付税措置の点検等を行う。 <<内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省>>	⇒内閣府においては、医療・健康、介護及び再犯防止の重点3分野における成果連動型民間委託契約方式の普及を進めるための2022年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して策定する予定。また、分野横断的な観点から成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、国内外の先進事例等について調査している。今後、今年度中にその成果を基にポータルサイトを構築する予定。 ⇒法務省においては、民間資金等を活用した成果連動型民間委託契約方式の再犯防止活動への導入に向け、本年度、省内プロジェクトチームを設置して、コンサルティング会社と連携しながら案件組成のための調査研究を実施している。 ⇒厚生労働省においては、平成29年度から本年度まで保健福祉分野における成果連動型民間委託契約方式のモデル事業を実施しており、その結果を踏まえて、必要な対応を検討していく。 ⇒経済産業省においては、新規性が高く波及効果の見込まれる案件候補の組成支援を実施している。また講演やセミナーを通じて意欲ある自治体等における案件組成人材の育成を実施している。	○支援策を実施した事業の件数【増加】 ⇒21件(7件)2018年度(2017年度) ○国庫補助や地方交付税措置の点検等を行った事業の割合【増加】 ⇒67%(2018年度)	○組成された事業の件数【増加】 ⇒19件(6件)2018年度(2017年度) ○成果指標を達成した事業の割合【増加】 ⇒55%(67%)2018年度(2017年度)

6-3 見える化

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	《社会保障分野》				
	24	地域別の取組や成果について進捗管理・見える化、進捗の遅れている地域の要因を分析、保険者機能の一層の強化を含め更なる対応の検討（社保-30 i）			
	25	国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-30 ii）			
	26	介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-32）			
	《社会資本整備等》				
	27	インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）			
	28	総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）			
	29	立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）			
	30	既存ストックの有効活用（社資-17）			
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
	31	地方財政計画の一般行政経費と対応関係にある地方単独事業について定量的なデータで実態を把握（地財-8）			
	32	地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表（地財-9）			
	33	統一的な基準による地方公会計（地財-10）			
	34	国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・見える化（地財-12）			
	35	地域運営組織の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-20）			

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	36 自治体情報システム構造改革の推進（重点課題対応分）について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-25） <<文教・科学技術等>>				
	37 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援についてメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5）				
	38 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）				
	39 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）				
	40 ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9）				
	41 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教-13） <<歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）>>				
	42 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-14）				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	<p>43 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>各分野において、標準化された包括的プラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。</p>	<p>統計改革推進会議最終取りまとめ、世界最先端「国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、骨太の方針2017・2018等を踏まえ、各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの浸透・定着を図る。</p> <p>《内閣官房行政改革推進本部事務局》</p>	<p>⇒2018年6月以降、①各府省の政策立案総括審議官等を対象に府省横断勉強会を3回開催、延べ100人以上が参加、②EBPMの実践における各府省からの依頼・要望に応じ、行革が助力を依頼している参考人（有識者）を交え、具体的な事例を用いた勉強会等を延べ20回以上開催するなど、EBPMの思考プロセス等について各府省の理解を深め、必要な支援を実施。また、EBPM推進委員会を2回開催し、各府省の取組状況を共有するなど、政府全体のEBPMの浸透・定着に向け、各府省の積極的な取組を促進。</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況（相談・助言対応数⇒22件（2018年度）、EBPM推進委員会等関係会議開催数⇒3回（2018年度）、府省横断勉強会等研修開催数⇒3回（2018年度）、EBPMイントラネットホームページアクセス数⇒22,100回（2018年度））</p>	<p>○EBPMの実例創出の報告数⇒31件（2018年度）</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	44 統計リソースの確保、政府統計の一体性と信頼性の向上	<p>「公的統計の整備に関する基本的計画」(2018～2022年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>総務省・統計委員会において、既存の政府統計全般を対象に、民間部門の業務改革で活用されているBPR手法を活用した統計棚卸しを実施することにより、統計の精度向上等を図る。</p> <p>BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行う。</p> <p>統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、推奨事例の横展開に取り組む。</p> <p>統計法改正を踏まえ、適切な調査票情報の提供に向けた環境整備を行う。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	<p>⇒「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(令和元年7月18日統計委員会)に基づき、各府省において予算及び機構・定員を要求中。</p> <p>⇒毎月勤労統計調査の不適切事案を受け、「統計棚卸し」を所掌していた統計業務プロセス部会を発展的に改組した「点検検証部会」において、不適切事案の再発防止や統計の品質向上等の視点から、すべての基幹統計と一般統計調査を対象として点検検証を行った。</p> <p>その結果を踏まえ、統計委員会において、今後の再発防止及び品質向上等のための改善策等として「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(令和元年9月30日)が取りまとめられ、総務大臣に建議されたところ。今後、統計委員会において、改善策等の取組状況について継続的にフォローアップをしていくこととしている。</p> <p>⇒2019年度中に推奨事例を把握する予定。</p> <p>⇒統計法改正を踏まえ、関係ガイドラインを改正。 新たに設けられた調査票情報の提供状況等に関する公表制度を踏まえ、必要なデータを集めたポータルサイトを開設。</p>	<p>○統計職員数 ⇒1,948人(1,942人)2019年度(2018年度)</p> <p>○統計棚卸しの対象となった統計の数 ⇒281統計(2018年度)</p> <p>○BPR手法を活用した統計棚卸しによる改善事例の共有や、優良な統計業務プロセスの横展開を行った事例数 ⇒公的統計の不適切事案を受け、統計委員会点検検証部会設置に伴い中断中</p>	<p>○統計棚卸し等を実施した統計の数 ⇒公的統計の不適切事案を受け、統計委員会点検検証部会設置に伴い中断中</p>
	必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進める。				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化	45 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上	<p>統計研究研修所において、統計人材育成のためのオンライン研修等の充実・強化に取り組む。</p> <p>統計局において、社会人や小・中学生等を対象とした統計リテラシー向上のためのインターネット上のコンテンツの充実に取り組む。</p> <p>教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。</p> <p>統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を行い、地域の大学と都道府県との連携を促進する。</p>	<p>⇒統計研究研修所において、オンライン研修について、受講利便性の向上を目的とした研修システム等の改修を行うとともに、統計研修の充実・強化に向けた研修体系の見直しについて検討を進めている。</p> <p>⇒統計局において、統計データを視覚的にわかりやすく提供する「統計ダッシュボード」や、小・中学生向けの統計データ検索サイト「キッズすたっと」のデータ拡充を行うなど、コンテンツの充実を図っている。また社会人向けとして、インターネットを通じた講座「データサイエンス・オンライン講座」の年間を通じた提供を行うとともに、講座内容の充実を図っている。</p> <p>⇒全国の教員を対象とした統計指導者講習会を開催するとともに、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力し、教育関係者向けセミナーを共催した。また、高校生・大学生等を対象とした「統計データ分析コンペティション」を統計局と（独）統計センター等で共催したほか、児童向け講座としては、「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携し、前年より開催都市数を拡大して実施した。</p> <p>⇒学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体の先行的な取組について、事例収集・ヒアリング等を行い、他の地方公共団体に共有した。また、ブロック別統計主管課長会議等において取組を促した。</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】 ⇒3,609人(2,509人)2018年度(2017年度)</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】 ⇒6,681万件(3,907万件)2018年度(2017年度)</p> <p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の開催回数 ⇒84回(87回)2018年度(2017年度)</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の開催回数 ⇒244回(299回)2018年度(2017年度)</p>	<p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の修了者数 ⇒2,897人(2,940人)2018年度(2017年度)</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の修了者数 ⇒11,869人(14,312人)2018年度(2017年度)</p>
	地方公共団体を含め、社会全体としての統計リテラシーを高める。				

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
見える化		<p>高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座等の充実及び専門職大学院等への講師派遣を行う。</p> <p>都道府県及び市町村において統計事務に従事する職員に、業務上必要とされる知識及び技術を習得させるため、総務省政策統括官（統計基準担当）において地方統計職員業務研修を実施。</p> <p>統計データ等に基づく地方における地域分析実務の充実・強化を図るため、地域分析にかかる中央研修を総務省政策統括官（統計基準担当）において実施するなど、都道府県が行う統計教育を支援。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	<p>⇒滋賀大学と連携・協力し、大学生や社会人向けの講座（データサイエンス・オンライン講座等）の充実を行うとともに、総務省からデータサイエンス教育やデータに基づく政策立案等の研究のため、管理職職員を大学に派遣している。</p> <p>⇒平成31年4月に中央研修を実施し、地方統計職員業務研修の積極的な実施を促した。</p> <p>⇒統計データアナライズセミナーを令和元年9月に開催し、都道府県の職員が自らの都道府県において、地域分析実務の充実・強化を推進することを支援するとともに、地域分析が効果的な政策立案に活用された成果を出前講座等で広く一般に周知することで統計リテラシーの向上を図ることを促した。</p>		

6-4 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公 的 サ ー ビ ス の 産 業 化	《社会保障分野》				
	46	予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-15）			
	《社会資本整備分野》				
	47	PPP/PFI推進アクションプランの推進（社資-10）			
	48	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	49	PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	《地方行財政改革・分野横断的な取組等》				
	50	先進的な業務改革の取組等の拡大や歳出効率化効果等の定量的な把握、窓口業務の委託の推進に係る取組の強化。これらの状況を踏まえ、業務改革の取組の成果を地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映（地財-22）			
《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》					
51	多様・包括的な公民連携（PPP）の推進、インセンティブの導入（歳出-23）				

6-5 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
既存資源・資本の有効活用等による歳出改革	《社会資本整備等》				
	52	PPP/PI推進アクションプランの推進（社資-10）			
	53	優先的検討規程の策定・運用（社資-11）			
	54	PPP/PI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）			
	55	既存ストックの有効活用（社資-17）			
	56	所有者不明土地の有効活用（社資-18）			
	《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》				
57	電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用	<p>経済的価値を踏まえた電波利用料の一層の適正化等を内容とする電波法の改正法案を提出する(2018年度)とともに、IoT時代の課題に対応するために、5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備などを推進。</p> <p>《総務省》</p>	<p>⇒電波利用料の一層の適正化等を内容とする改正電波法は、2019年度に成立・施行。5G等のICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備等については、令和元年度予算において推進。</p>	<p>○携帯電話サービスエリア外の解消等、電波利用料対象事業について設定するKPI ⇒2020年度に把握予定</p>	

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
既存資源・資本の有効活用等歳出改革	<p>58 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、KPIの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融資分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁が累積損失解消のための数値目標・計画を策定し、2019年4月までに公表。</p> <p>数値目標・計画と実績の乖離が認められる場合には改善目標・計画を2019年度末までに策定・公表。</p> <p>各官民ファンドが設定するKPIについて所要の見直しを行う。</p> <p>《財務省及び官民ファンド監督官庁》</p>	<p>⇒官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融資分科会における指摘を踏まえ、(株)海外需要開拓支援機構、(株)農林漁業成長産業支援機構、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構及びこれらの監督官庁が、累積損失解消のための数値目標・計画を策定し、2019年4月に公表した。</p> <p>⇒2019年4月に公表した数値目標・計画と実績の乖離を検証するため、各官民ファンド及び監督官庁において上記計画の進捗状況を2019年11月に公表した。</p> <p>⇒「官民ファンドの運営に係るガイドライン」について、官民ファンドの運用状況を適時適切に評価、検証するためのKPIの見直し等の改正を2019年11月に実施。 各官民ファンドにおいて、来年度から上記改正を踏まえた新しいKPIに基づく評価を開始できるよう作業を実施。</p>	<p>○数値目標・計画策定のファンド数・割合 ⇒4ファンド・100%(2019年度)</p> <p>○累積損失解消のファンド数・割合 ⇒0ファンド・0%(2018年度)</p>	

6-6 公共調達改革

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
	<p>《社会資本整備等》</p> <p>59 ICTの活用(i-Constructionの推進)(社資-1)</p> <p>60 インフラデータの有効活用(i-Constructionの推進)(社資-2)</p> <p>61 効率的・効果的な老朽化対策の推進(社資-6)</p> <p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大(本文)》</p>				
公共調達の改革	<p>62 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。</p>	<p>「新経済・財政再生計画」(骨太方針2018)及び中期防衛力整備計画(令和元年度～令和5年度)を踏まえ、各種取組を推進し、引き続き防衛力整備の一層の効率化・合理化を図る。</p> <p>i) 長期契約を活用した装備品等及び役務の調達、維持・整備方法の見直し、装備品のまとめ買い、民生品の使用・仕様の見直し、原価の精査などの装備調達の最適化、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを推進する。外国製装備品の調達における価格の透明性の確保等、調達の効率化・合理化を推進し、新規後年度負担の適切な管理を行う。</p>	<p>⇒ i) 防衛省は2018年12月に策定された新たな防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画において、格段に厳しさを増す財政状況の中で一層の効率化、合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしており、従来の取組に加え、費用対効果の低いプロジェクトの見直しにも取り組んでおり、令和元年度予算に際しては、約4,159億円の縮減を行っている。</p>	<p>○各種取組による装備品取得経費の縮減 ⇒4,159億円(1,970億円)2019年度(2018年度)</p> <p>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等18品目(17品目)・準重点管理対象装備品等6品目(3品目)・管理対象装備品等12品目(12品目)2019年度(2018年度)</p>	<p>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額 ⇒4,159億円(1,970億円)2019年度(2018年度)</p> <p>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】 ⇒プロジェクト管理重点対象装備品等5品目(7品目)・準重点管理対象装備品等2品目(2品目)(取得プログラムの分析及び評価を行った17品目(15品目)のうち)2019年度(2018年度)</p>

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
公共調達の改革	<p>ii) プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象品等の取得プログラムを着実に推進する。</p> <p>iii) 各国との防衛装備・技術協力を推進する。</p> <p>iv) 契約制度研究会での議論を含めた契約制度の改善を検討する。また、インセンティブ契約の適用を推進する。</p> <p>≪防衛省、防衛装備庁≫</p>	<p>⇒ ii) 2015年度以降、プロジェクト管理を実施する対象装備品等として選定した17品目のプロジェクト管理重点対象装備品等と3品目の準重点管理対象装備品等に加え、2019年8月に新たに1品目のプロジェクト管理重点対象装備品等と3品目の準重点管理対象装備品等を選定するとともに、プロジェクト管理の実施に当たっての基本となる計画（取得戦略計画及び取得計画）を策定した。</p> <p>また、プロジェクト管理重点対象装備品等及び準重点管理対象装備品等として選定した20品目の装備品等のうち、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を除く19品目について、取得プログラムの分析及び評価を実施した。</p> <p>⇒ iii) 2019年1月に日伊官民防衛産業フォーラム（於ローマ）を、2019年2月には日印官民防衛産業フォーラム（於ベンガルール）を開催し、二国間の防衛装備政策や調達制度の理解、産業間協力を促した。</p> <p>2019年4月にイタリアとの日伊防衛装備品・技術移転協定が発効し、日伊間の防衛装備・技術協力における法的枠組みが設定された。</p> <p>2019年5月にベトナムと防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書に署名し、防衛装備・技術協力の促進を図った。</p> <p>⇒ iv) 契約相手方にコストダウンのインセンティブを与え、且つコスト上昇を官民協力して抑制する制度として、共同履行管理型インセンティブ契約制度を2019年6月25日に制定した。</p> <p>また、今年度内に、業界団体に対し、インセンティブ契約推進のための説明会を実施する予定。</p>	<p>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】 ⇒8件(7件)2018年度(2017年度)</p> <p>○インセンティブ契約の適用件数【増加】 ⇒33件(26件)2018年度(2017年度)</p>	<p>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】 ⇒8件(8件)2018年度(2017年度)</p> <p>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】 ⇒3.3億円(2.5億円)2018年度(2017年度)</p>	

	取組事項	実施年度		K P I		
		2019年度		第1階層	第2階層	
		具体的取組	進捗状況			
公共調達の改革	63 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等	<p>中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先端技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。</p> <p>〔 中小・ベンチャー企業を含む先端技術導入の場としての公共調達の活用促進 〕</p> <p>〔 公共事業や社会保障事業等への先端技術等の導入による政府事業・制度等のイノベーション化 〕</p>	<p>第5期科学技術基本計画期間（2016年度～2020年度）</p> <p>2018年度中に策定する「公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」（仮称）の普及・展開等の実施。</p> <p>イノベーションを促進するための総合科学技術・イノベーション会議の機能強化。 ・政府事業・制度等のイノベーションの促進に係る調査・分析機能の強化 ・各府省庁所管の事業・制度等の見直し案の提案</p> <p>◀内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）▶</p>	<p>⇒「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用促進に係るガイドライン」を策定。 更に、関係府省庁が連携し、政府調達の活用を含めた事業化支援の推進等を図るため、日本版SBIR制度の見直しの検討に着手。</p> <p>⇒2020年度予算におけるイノベーション化の促進に向けて、科学技術イノベーションを導入する余地がありそうな2019年度予算事業を所管する省に対し、その具体例を示しつつイノベーション化の検討を提案。それらのうち一部の事業は、2020年度予算概算要求においてイノベーション化された事業として要求が行われた。 また、先端技術の国内外での社会実装等を促進するため、イノベーションに係る情報の集約・分析等に係る調査を実施中。</p>	<p>○「第5期科学技術基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施 ⇒統合イノベーション戦略2019を策定（2019年）</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】 ※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍】 ⇒25,451件(23,021件)、608億円(526億円)2017年度(2016年度)</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加 ⇒▲1%（2016年）</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2013年度の水準から倍増 ⇒1.17倍(0.93倍) 2018年度(2017年度)</p>	<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件） ⇒15,798件(13,832件)2017年度(2016年度)</p>

6-7 その他

	取組事項	実施年度		K P I	
		2019年度		第1階層	第2階層
		具体的取組	進捗状況		
その他	<p>《歳出改革等に向けた取組の加速・拡大（本文）》</p>				
	<p>64 満足度・生活の質を示す指標群の構築</p> <p>国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のK P Iに関連する指標を盛り込む。</p>	<p>指標群を精緻化（分野別満足度の指標群の精緻化、調査方法の多様化）し、満足度をベースとしたK P Iの設定・活用について検討するとともに、指標群の普及・啓発活動を行う。</p> <p>《内閣府》</p>	<p>⇒2019年7月に満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）を内閣府ウェブサイト上に公表。</p>	<p>○2019年度までに満足度指標を『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』に導入。 ⇒2019年11月に『経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト』上に公表</p>	<p>○2021年度までに指標群の精度向上（相関係数・決定係数の2018年度比30%向上） ⇒2019年度の決定係数 0.628</p>
	<p>《地方行財政改革・分野横断的な取組等》</p>				
	<p>65 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化（地財-7）</p>				